

4日目 (3月6日)

第1回福生市議会定例会会議録（第4号）

平成21年3月6日福生市議会議場に第1回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	原島 貞夫君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	大野 聰君
17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君	19 番	田村 正秋君
20 番	小野沢 久君				

1 欠席議員は次のとおりである。

16 番 羽場 茂君

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市長	加藤 育男君	副市長	坂本 昭君	教育長	宮城 眞一君
企画財政 部長	田中 益雄君	企画財政部 参事	大越 英世君	総務部長	野崎 隆晴君
市民部長	野島 保代君	生活環境 部長	森田 秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子ども 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部長	小峯 勝君	会計 管理 者	小林 重雄君
教育次長	宮田 満君	参事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局長	吉野 栄喜君	議会事務局 次長	高木 裕子君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
------------	--------	-------------	--------	---------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成21年第1回福生市議会定例会議事日程(4日目)

開議日時 3月6日(金) 午前10時

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第2号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第1号 福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 福生市庁舎建設基金条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第7号 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第8号 福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第9号 福生市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第14号 福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例を廃止する条例
- 日程第14 議案第12号 福生市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 日程第15 議案第13号 福生市安全安心まちづくり条例
- 日程第16 議案第15号 福生市と青梅市との間における青梅、羽村、福生地区都市下水路維持管理業務の事務の委託の廃止について
- 日程第17 議案第16号 平成20年度福生市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第18 議案第17号 平成20年度福生市一般会計補正予算(第5号)

- 日程第19 議案第18号 平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第19号 平成20年度福生市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第20号 平成20年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第21号 平成21年度福生市一般会計予算
- 日程第23 議案第22号 平成21年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成21年度福生市老人保健医療特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成21年度福生市介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 平成21年度福生市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 平成21年度福生市下水道事業会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成21年度福生市受託水道事業会計予算
- 日程第29 議案第28号 福生市自転車駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第30 陳情第21-1号 後期高齢者医療制度に関する陳情書
- 日程第31 陳情第21-2号 福生市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を求める陳情書

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成21年第1回福生市議会定例会4日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたさせます。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 陳情第20-8号の処理の経過及び結果の報告について（別添参照）
- 2 本会議資料の提出について（議案第3号）（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭にお願ひしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

以上のとおり議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしくお願ひいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願ひいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

日程第1、3日目に引き続き、一般質問を行います。

まず、8番奥富喜一君。

（8番 奥富喜一君質問席着席）

○8番（奥富喜一君） それでは、通告に基づき一般質問をさせていただきます。大きく分けて4件についてお聞かせください。

まず、1件目として米軍基地についてです。私も加入している横田基地の撤去を求める西多摩の会が、1月29日に防衛省北関東防衛局に対し、自衛隊航空総隊司令部移転のための工事で基地外に搬出・埋め立てる残土についての安全確認に係わる申し入れを行いました。その際、防衛局側から周辺地域の住民を代表する自治体当局からの安全に係わる申し入れは、今のところ来ていません、との発言がありました。来るのが当然、という含みのある発言でした。ベトナム戦争で1962年以来米軍が大量に散布した枯葉剤の中に、ダイオキシンが含まれ甚大な健康被害をもたらしたことが

判明しています。枯葉剤は2, 4-Dという物質と2, 4, 5-TTという物質の混合物であり、これに含まれているダイオキシンは目的外の不純物、化学合成の際にできてしまう余計な物質と言われています。1968年ベトナム帰還兵に異常が続出、枯葉剤や不純物のダイオキシンが原因と認められました。こうした飛行機の機体や諸兵器の洗浄、傷病兵の包帯、衣服及び死体を横田基地内で大量に洗ったなどの過去の事実は明らかです。また、日常排出ゴミの焼却処理によるダイオキシン汚染の危険なども存在します。また、ある方の調査によれば1999年から2006年の7年間に、ジェット燃料など米国内で規制対象になっている有害物質の流出事故が計90件あることを情報公開で得た資料で判明したとされています。このように上げれば切りのない汚染の危険性を示す事実があります。こともあろうに残土の埋め立て地とされているところは、日の出も青梅も、東京都、埼玉県、神奈川県の水源地に近く、しかも石灰や山砂を採石したところで、かなり地下深く掘られた穴であり、地下水脈への影響も否定できないところです。水源地ともいえる山間部に投棄されている土砂の調査を防衛省はこれまで行っていません。万が一にも汚染されているようなことがあれば、広範囲の方々の人命にも係わることになりことは重大です。

横田基地の撤去を求める西多摩の会として2月10日に加藤福生市長にも、この重大な事態に対する対処をお願いするためお忙しい中時間を割いていただき要請等させていただきました。この中で、福生市として25万立方メートルもの排出埋め立て残土の安全確認はもとより、周辺自治体、関係する自治体とも協議し東京都として安全を確認すべきことを働きかけることの要請を始めとして、1月20日の基地内の会計事務所の火災は長時間にわたる重大事態であったにも拘わらず米軍の福生市への対応には極めて問題があったのではないかと考えられること。市長は市民の命と財産に責任を持つ立場におられること、その市長がNHKのニュースで火災発生を始めて知ったことの問題、福生市としてこの件で防災無線を活用しなかったためにほとんどの市民が横田基地で重大な火災が発生していることに気づかず、後からニュースなどで知った訳で、なぜ防災無線は使わなかったのかという疑問。今回の事態について米軍側に対して激しく反省を求めるべきこと。消火排水による雨水管を通じての河川の汚濁問題についても、米軍からの謝罪がされたのか。市民の安全に責任を持つ立場から、毅然として謝罪を求めるべきこと。今回の東京消防庁の指導の根拠は、東京消防庁と米空軍第374空輸団との消防相互協定が結ばれていることにあり、この協定第10条によると、応援が行われた場合は要請側は応援側の代表者に対し、火災報告書を火災発生後2週間以内に送付するものとする、と規定されています。今までに報告されたと聞いているかなどについて、要請事項の通知と市長のお考えをお聞きしました。

こうしたことも踏まえて、以下米軍基地について5点についてお聞きます。(1) 発生残土の処理について。①排水状況、搬出状況と今後の見通しについて。②運搬中での交通渋滞は避けられているか、交通安全対策は万全に推移しているか。

(2) として、発生残土の安全性が確認されるまで、移転工事を直ちに中止させるべきことについて。①残土の安全性についての調査を国の機関である、防衛省として

行っていないことについて。②国として調査すべきであるとなぜ福生市は要請しないのか、安全性に問題が出たときにどのように責任をとるのか。③工事請負業者は調査していると聞いているが、調査結果さえも公開しないのはなぜか。④調査は5000立方メートルに1カ所検査ということだが、現状何カ所分の報告がされているか。⑤12月の一般質問の中で御答弁いただいた中で、請負業者の実施した調査には含有検査10項目中の1項目が調査されていないこと、極めて重大なことにその項目が最も危険性が高いと考えられるPCBとダイオキシンであるとのことですが、それは事実でしょうか。⑥一般的にいつて残土へのPCBやダイオキシンの調査なしで安全を確認できたとは言えないと思うが、この点について見解をお聞かせください。

(3)として、建築物の情報開示請求について。福生市は工事中の自衛隊航空総隊司令部の司令棟、機械棟の平面図、立面図、断面図を公表するよう要求すべきと考えるがなぜ要求しないのか。

次に(4)、横田基地の軍民共用化の愚策について。平成21年度福生市「五つの元気」推進事業計画の市民とともに文化交流を進めるという推進項目の最初が、「軍民共用化に取り組む」とあり、推進事業・計画年度等欄には、継続軍民共用化への対応となっていて、備考欄には、「情報収集に努め多方面の意見を聞きながら、横田基地軍民共用化に対応する」と従来の表現とはだいぶ変わって記載されているので、ぜひ真意を聞いておかなければならないと考え、お聞きいたします。①横田基地の軍民共用化に対応するとはどういうことか。②基地騒音被害が深刻で、羽田空港などが海側に拡張されている現実。小松基地は自衛隊と民間共用だが、協定で海側に速やかに飛行航路をとるようになってきているが、福生市には海がないがこの点どのように解決するのか。③軍民共用化で危険が一層拡大し、あわせて地元の商業チャンスはあまり期待できないという学者の分析もあるが、その点でどのように考えておられるのか。④自衛隊の移駐ですら軍事施設限定の交付金となり、交付金が余り増えない、減少の可能性もあると言われている中、民間空港が入ってさらに交付金が減少する。地元消費の経済効果も期待できないとなったら、どうするつもりなのか。こうした面からのお考えをお聞かせください。

(5)事件・事故等で新たな情報はありますか。毎回お聞きしているところではありますが、横田基地内の火災についてや下の川での魚の浮上死についてなど、12月議会以降の事件・事故等で新たな情報について、1件目の米軍基地について、以上5点についてお聞かせください。

次に、2件目として介護保険事業について。介護保険制度は、ことし4月に2000年の制度開始から10年目を迎えます。この間、介護サービスの総量は増えましたが、社会保障切り捨ての構造改革のもとで負担増や介護取り上げが進み、家族介護の負担は今も重く、1年間に14万人が家族の介護などのために仕事をやめています。高い保険料・利用料を負担できず、制度を利用できない低所得者も少なくありません。介護を苦しめた痛ましい事件も続いています。介護現場の劣悪な労働条件の改善も急がれています。いま、介護は派遣切りなどで仕事を失った人の就労の場として、改め



て注目がされています。しかし、たび重なる介護報酬の引き下げにより介護現場の労働条件は非常に劣悪です。介護現場の危機を打開し利用者の生活と権利を守るためにも、社会保障の充実で雇用をふやすためにも、生活できる賃金、誇りあるやりがいのあると感じられる労働環境の整備などが不可欠です。

ところが、現在の介護保険料は利用が増えたり労働条件を改善すれば、ただちに低所得者まで含めて保険料・利用料が連動して値上げされるという根本矛盾を抱えています。3年ごとに保険料は値上げされ、既に平均で月4000円以上の高額です。そのため、政府自身も人材不足の改善のため4月から介護報酬を引き上げるにあたり保険料値上げを抑えるため、これまで自治体には厳しく禁じてきた介護保険会計への一般財源1154億円の繰入を決めました。従来の枠組みの破綻は明らかです。日本共産党はだれもが安心して利用でき、安心して働ける公的介護制度の実現のためにと、これまでの立場の違いを越えた共同を呼びかける、介護保険10年目を迎えるにあたっての提言をことし2月9日に発表いたしました。一々中身に入りませんが、この提言に沿って福生市の現状と考えをお聞きしたいと思います。

(1) 経済的理由で介護を受けられない人をなくすことについて。①経済的に耐えられない人には負担を求めないこと。②保険料などは応能負担に改めること。

(2) として、介護取り上げ、保険あって介護なしの解消について。①在宅生活を制限する介護認定制度を廃止し、現場の専門家の判断による適正な介護提供を目指すこと。②身近な相談相手・専門家としてケアマネジャーを支援し育成すること。③軽度者からの介護取り上げをやめること。④特養ホームの待機者解消へ、緊急の基盤整備5カ年計画を進めること。⑤どこでも必要な医療・介護を受けられるようにすること。⑥食費・居住費の全額自己負担をやめること。

(3) として、労働条件改善で人材不足解消、雇用創出を図ることについて。①介護報酬を底上げすること。②人員の配置基準を改善すること。③介護労働者の権利を守り、常用雇用を主流にしていくこと。④研修の機会などを保障すること。

(4) として、高齢者の生活支援や健康づくりに自体が責任を果たすことについて。①保健・福祉・公衆衛生などの自治体の取り組みを再構築すること。②民間での対応が難しい人には自治体が介護を提供すること。③家族介護者への支援を充実すること。

(5) として、公的介護制度の改善で安心と雇用を生み出すことについてです。介護保険制度で国民の負担が重い最大の原因は、介護保険制度が始まったときに、それまで介護費用の50%だった国庫負担割合が25%とされ、三位一体改革により2009年度予算では22.8%まで引き下げられているからです。日本共産党は、国庫負担割合を全国市長会と全国町村会も要求しているように直ちに5%引き上げ、さらに給付費の50%まで計画的に引き上げることが求めます。保険料の負担割合を縮小することで、保険料を抑えながらだれもが安心して利用できる介護制度に改善することができます。公的介護制度の抜本的な見直しも消費税の増税ではなく、生存権の保障、所得の再配分、負担は能力に応じて給付は平等に、といった社会保障の財政論の基本を踏まえて進めます。いま、だれもが安心できる介護制度に見直すことは、高齢

者の生活と権利を守るだけでなく介護分野に新たな雇用を生み出し、介護を理由とした離職者を減らすなど、内需を基調としたわが国経済の民主的発展にとって、重要な効果があります。すべての高齢者の権利と生活を守り貧困をなくすことで、仕事と雇用を生み出し経済を発展させていく。これこそ憲法25条を持つ我が国が21世紀に目指すべき道だと考えていますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。以上、2件目の介護保険事業についても5点についてお聞かせください。

3件目として、福祉バス及び市内循環バスについて。福祉バスが試行されて10カ月がたちます。一定の成果や教訓を学び取って、既に改善を実施されているところもあるわけですが、(1)福祉バス利用登録及び現行の状況について。

(2)福祉バス試行はいつまで、今後の拡充について。バスが乗客数に比べ大き過ぎるのでは、目的地が最長1時間かかる、行きはよいが帰りが長い。その逆も現在の2便を4便に増設することについてなどといった意見を伺っているところですが、どのようにお考えかお聞かせください。

(3)福祉タクシーなどの希望もあることについて。目的地にたどり着くのに、現状の福祉バス利用では最長1時間かかる現状からの御意見や、体が御不自由な方が遠隔地に通院するのに一般のタクシーでは費用がかかり過ぎて大変、家族にもそうそう負担もかけられないからとか。市内のボランティア団体等をお願いしたいが、人気があるのかなかなか希望どおりにいかないなど、お困りの方から福祉タクシーなど検討できないかとの声が出ていますので、市としてのお考えをこの際お聞きしておきます。

(4)市内循環バスの取り組みについて。毎回お聞きしておりますが、福祉バスでは対応し切れない問題も大分蓄積されたかと思えます。環境に負荷をかけない試みの大きな期待も込めて、市民に限らずだれでもが利用できる市内循環バスの併走も期待されると思いますが、取り組みについてのお考えをお聞かせください。以上、3件目福祉バス及び市内循環バスについては4点についてお聞かせください。

最後に4件目、中小商工業振興対策について。12月議会でもお聞きしているところですが、100年に一度の大不況の恐れとも言われ、現実に現行の貸し渋り、貸しはがしなど、中小商工業の環境は特別厳しい環境にありますので、中小商工業振興対策についていくつかお聞きいたします。

(1)融資限度額拡大、利子補給拡大等の支援策について聞かせください。

(2)公共工事前払い金制度について御紹介ください。

(3)住宅リフォーム制度、耐震補強、震災対策、段差解消について。福生市の制度の紹介と、以下の四つの適用関係についてもお聞かせください。①個人住宅の改修工事、②併用住宅における個人住宅部分の改修工事、③集合住宅における個人住宅部分の改修工事、④バリアフリー対応型改修工事及び通路面の変更。

(4)として、元請け責任による立て替え払い制度について御紹介ください。

(5)市内建設業者及び業者団体との災害応援協定の締結について考えをお聞かせください。

(6) 中小企業緊急雇用安定助成金の周知徹底について御紹介ください。

中小商工振興対策については以上6点について、全体としては4件についてお聞かせください。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) おはようございます。それでは、奥富議員の御質問にお答えいたします。

米軍基地についての1点目、発生残土の処理についてから3点目の建築物の情報開示請求についてまでは、担当部長からお答えさせていただきます。

それでは、4点目の横田基地の軍民共用化についてでございますが、軍民共用化の動きにつきましては、一昨年(2009年)の11月に当時の高村外務大臣がゲーツ国防長官に協議継続の必要性を訴え、日本側から具体的な提案を行うことで合意しております。それ以降、特に目に見えた動きはございませんが、去る1月31日付の毎日新聞に「東京都がターミナルを基地内に建設することを米側に提案」との記事が出ましたので、早速東京都の知事本局長などにお会いし、真意を確認したところであります。そうしたところ、基地内にターミナルなどをつくる案を持ち出すとそれだけで米側は反発し協議は一步も進展しないため、事態を打開し米側との協議を少しでも進展させる策として、基地周辺の土地の活用を含めてさまざまな検討を行っている段階であるとのことでした。そこで私は、軍民共用化に関する情報は、できうる限り多くの情報を速やかに提供いただくよう要望させていただきました。引き続き国等に情報提供を強く求めるとともに、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会とも連携を図る中で、対応してまいりたいと考えております。

次に、5点目の事件事故等で新たな情報はあるかに関しましては、横田基地内での火災や下の川での魚浮上死についてでございますが、去る1月30日の全員協議会で経過等の御説明をさせていただきました。その後の動きでございますが、昨日小野沢議員にお答えさせていただきましたとおりでございます。

重ねて申し上げますと、横田基地内での火災・事故などではその影響を福生市が最も受けるわけでございますので、そのような場合は直ちに連絡をいただきたい旨を伝え、司令官からも同意を得ております。また、つけ加えさせていただきますと、防衛省北関東防衛局に対しましては、2月10日に副市長が横田防衛事務所を訪問し、関所長に対して検査結果等の説明を行うとともに、今回の魚の浮上死に伴う水質検査などの経費については国の責任において負担されるよう、また北関東防衛局からも米側に対し、原因究明・再発防止や速やかな情報提供を改めて要請されるよう、文書により要請を行ったところであります。さらに、2月23日にも副市長が北関東防衛局を訪問し、鎌田局長に対して同様の要請を行ったところでございます。

次に、介護保険事業についての1点目、経済的理由で介護を受けられない人をなくすことについてでございますが、平成21年度から平成23年度までの介護保険料につきましては、低所得者に配慮した所得段階別保険料設定をいたしたものでございます。また、利用者負担につきましても、高額介護サービス費等必要に応じた一定の配

慮がなされているものと考えております。

次に、2点目の御質問でございますが、まず、在宅の生活を制限する介護認定制度を廃止し、現場の専門家の判断による適正な介護提供を目指すとのことでございますが、現在の制度においては、認定調査員による調査に基づくコンピュータの一次判定あるいは医師の意見書を加えての介護認定審査会委員の判定により、公平公正で適切な介護認定が実施されているものと考えております。また、利用者を支える身近な相談相手のケアマネジャーへの支援育成につきましては、介護事業者ケアマネ部会へ地域包括支援センター主任ケアマネジャーが外向き、研修などを適宜行っているものがございます。また、軽度者の介護につきましては、特殊ベッドの購入助成や貸与制度の実施などその時々の方の利用者の方の要望にこたえており、少なくとも介護を取り上げる、あるいは保険あって介護なしなどといった認識は毛頭持っておりません。

次に、特別養護老人ホームの整備でございますが、平成18年度の制度改正において国から在宅重視の考え方に基づく事業の推進がなされたこと、福生市に四つの特別養護老人ホームが設置されている現状があること、福生市民の方の入所率等を考慮したことなどを考えました結果、第4期の事業の中では新たな特別養護老人ホームの建設は予定をしておりません。

次に、どこでも必要な医療・介護を受けられるようにすることでございますが、具体的に介護施設内でも医療行為が認められるようにすべきことなどは、介護保険の制度内のみで解決のつく問題ではございません。また、介護療養病床の廃止問題に至りましては、国の医療制度改革の中で決定されているものがございますが、保険者としての福生市が撤廃できるものではございません。しかしながら、今回の報酬改定におきましては、医療と介護の連携に対しまして新たな報酬を設定するなど環境整備が図られ、結果的に利用者の方にとりまして、それぞれの制度の円滑利用が促進されるものと思っております。次に、施設入所者の食費・居住費の自己負担でございますが、このことにつきましても、平成18年度の介護保険制度改正におきまして国段階の検討会での議論を経て、在宅で介護を受ける方とも公平性の観点から御負担をいただくことになった経過がございまして、社会的にも一定の御理解をいただいているものと思っております。このことにつきましても、施設入所の低所得高齢者の方には、特定入所者介護サービス等費といたしまして、自己負担を軽減する補足的給付という形で補助を行い、支援を行っているものがございます。

このようにさまざまな動きのある現行の介護保険制度でございますが、今回の第4期介護保険事業計画策定の際に実施いたしました、福生市高齢者・障害者生活実態調査の結果などを見ましても、各関係者の御努力や利用者の方の御理解によりまして、約7割の方の満足度が得られるなど定着化が図っているところがございます。制度自体が大きな制度であることや、制度化から長い時間が経過していないことなどを考えますと、まだまだ詳細において未成熟な部分もあるかもしれません。しかしながら、今回の改正におきましても、医療と介護の連携強化策や終末期における看取り、あるいはホーム退去時の相談援助など新たな報酬加算が算入され、業界内で一步前進と改定

を評価する声などが上がるなど、制度の改善が継続して行われているものと考えております。

次に、3点目の労働条件改善で人材不足解消、雇用創出を図ることについてでございます。介護報酬、人員の配置基準、介護労働者の権利、常用雇用などの根幹は国の制度改正などにより決定をされるものでございます。平成21年度から平成23年度の第4期介護保険事業では、国の介護従事者処遇改善臨時特例交付金の導入も行われます。介護保険料への影響を最小限に抑えながら、全国平均3%の介護報酬の改定が行われますので、介護従事者の処遇の改善や人材の確保など改善が図られるものと考えております。

次に、4点目の高齢者の生活支援や健康づくりについてでございますが、現在でもさまざまな施策を展開し、保健、福祉、公衆衛生といった事業につきまして、横断的な事業として実施しているものと考えております。例えば、平成18年度の介護保険法改正で新たな事業となりました高齢者への虐待の問題や、権利擁護としての成年後見制度の実施など、新たな取り組みも開始をしているところでございます。

次に、民間での対応が難しい方には自治体が介護を提供することでございますが、介護をめぐる困難事例につきましては、介護保険相談員、専門職員による適切な技術的指導や助言を利用者本位の立場で、必要に応じて行っていると考えております。現状におきましては、自治体と当事者とは一定の役割分担もございますので、即座に自治体が介護を提供することは難しいとの考えでございます。

次に、家族介護者への支援でございますが、確かに家族を介護する方々には悩みや苦勞を一身に抱える方が少なくないと思っております。また今後、高齢者の増加や社会の複雑化などの状況もございますが、家族介護教室や介護保険相談員による相談などによる取り組みを行っているところでございます。

次に、5点目の公的介護制度の改善で安心と雇用を生み出すことについてでございます。公的介護保険制度は急速な高齢化に伴いまして、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中で、高齢者ができる限り地域で自立した日常生活が送れるように平成12年に施行されたものでございます。そのようなことから、今後、国におきまして、だれもが安心できる介護保険制度の考え方をもとに、さらにさまざまな角度から検討されていくものと考えております。

次に、福祉バス及び市内循環バスについてでございます。私からは、2点目、4点目の御質問についてお答えし、1点目、3点目の御質問につきましては担当部長からお答えをさせていただきます。

まず、2点目の福祉バス試行はいつまでなのか、また、今後の拡充についてでございます。ことしの5月で運行開始から1年となりまして、おおむね実態の把握が可能となると思われまことから、市として運行の方向性を6月ないし7月ごろには出していきたいと考えております。したがいまして、拡充施策などもその後考えていくこととさせていただきます。

次に、4点目の市内循環バスの取り組みでございますが、これまでも何度か御質

問をいただきお答えいたしておりますように、市内循環バスにつきましては、市内循環バス導入検討調査結果や他市の実績などから、市内循環バスを走らせることは大変困難であるという認識は変わっておりません。こうしたことを踏まえ、本年度から高齢者などの交通弱者対策として、福祉バスの試行運行を開始したわけでございます。したがって、現時点では福祉バス試行運行に努めることが、大事であると考えております。

次に、中小商工業振興対策についての1点目、融資限度額拡大、利子補給拡大等の支援策についてでございます。現在の中小企業振興資金融資制度につきましては、国のセーフティーネット保証や東京都の緊急融資などの手続を、迅速に処理することに進めることと並行して検討を進め、本議会に改正する条例案を上程させていただきました。

次に、2点目の公共工事前払い金制度についてでございますが、建設工事は着工に際して多額の資金を必要といたします。そこで、請負者が着工に必要な資材等を円滑に入手し、工事を円滑に施工することができるように、一定の条件を満たせば、前金払いとして請負代金の一部を請負者に支払うことができるようにした制度でございます。昨年からの景気低迷に伴い、金融機関の貸し渋りなどによって資金繰りが困難な公共事業受注業者を支援するために、福生市公共工事前金払取扱要綱を改正し、前金払いの対象を拡大いたしましたところでございます。改正の内容は、土木建築に関する工事について契約金額が1000万円以上、設計、地質調査及び測量の委託契約については契約金額300万円以上、契約期間二カ月以上とした対象要件を、それぞれ契約金額50万以上に引き下げ、契約期間の要件を撤廃いたしました。土木建築に関する工事の前金払いの額は契約金額の4割相当額といたし、7千万円を限度といたしております。設計、地質調査及び測量の委託の前金払いの額は、契約金額の3割で5千万円を限度としております。さらに、土木建築に関する工事については、工事の出来高が2分の1以上である場合などの条件はございますが、中間前金払いとして契約金額の2割相当額を支払える制度を新設したところでございます。ただし前金払いには保証会社の保証が必要となっております。なお、この前金払いの制度改正につきましては昨今の経済状況などを考え、早急な実施が必要との判断から、新年度を待たずに2月16日から適用したところでございます。

次に、3点目の住宅リフォーム制度についてでございます。昭和56年以前に建築した旧耐震基準の建築物等の震災対策として、福生市木造住宅耐震診断助成金交付要綱と福生市木造住宅耐震改修助成金交付要綱を策定しております。この要綱は、国の建築物の耐震改修の促進に関する法律にのっとり、平成19年3月に決定いたしました。福生市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断並びに改修に要する費用の一部を助成する制度でございます。このことによりまして、住宅の耐震化が促進し、災害に強いまちづくりの推進に寄与すると考えております。この耐震事業に関する業務は、専用住宅もしくは店舗併用の個人住宅の耐震補強の助成でございまして、耐震に限定した住宅耐震リフォームとなっており、当市の要綱では市内の業者に限定

しております。しかも、市内業者はいずれも中小業者であることから、議員御指摘の中小商工業対策になろうかと存じます。しかし、集合住宅に関しましてはこの制度は適用外となっておりますので、耐震化計画に基づき、個人住宅の耐震化の向上に努めたいと考えております。また、福祉部門においては高齢者・障害者を対象として、一定の要件を満たした方にバリアフリー対応型改修工事として、手すりの取り付け、段差の解消、滑りどめ及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取りかえ、洋式便器等への便器の取りかえ等に給付基準限度額を設け、住宅改善費の給付を行っております。市内の施工業者に依頼していただければ、中小商工業振興対策につながるものと存じます。

次に、4点目の元請責任による立てかえ払いについてでございます。建設工事の下請業者が、その工事で孫請け業者等に損害を与えた場合において、必要があると認められた場合は、国土交通大臣及び都道府県知事には、元請業者に対して適正と認められる金額を立てかえ払いすることや、その他適切な措置を講ずることを勧告することができる旨、建設業法第41条第3項に定められております。ただし、実際には元請業者に立てかえ払いを義務づけていないことから、東京都においても勧告に至った事例はないとの事でございます。市町村には建設業者に勧告する権限はございませんが、最近の厳しい経済情勢の中で、とりわけ元請、下請業者間の取引が適正に行われることが強く求められております。仮に、福生市が発注した工事で下請代金の未払いなどの相談があった場合には、民事不介入という大原則はございますが、発注者としての立場から元請業者を指導してもらいたいと考えております。

次に、5点目の市内建設業者及び業者団体との災害応援協定の締結についてでございますが、市では、福生市地域防災計画に基づき、大規模な災害が発生した場合における、民間組織と応援協定による協力体制の確立を図っております。今年度も西多摩農業協同組合、災害対応型給油所、理容生活衛生同業組合との災害応援協定を締結させていただきました。建設関係につきましても、大変ありがたいことに、応援協定のお話をいただいている業者の方もございます。大地震等などの大規模な災害が発生した場合、災害の復旧対策として地元の建設関係業者の方々の力は必要不可欠でございます。したがって、市といたしましても御協力をいただける業者の方々を取りまとめた協力会のような組織との応援協定を考えており、今後、商工会建設部会などに働きかけて進めていければと考えております。

最後に、6点目の中小企業緊急雇用安定助成金の周知徹底についてでございます。この制度は急激な企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、労働者を一時的に休業、教育訓練または出向させた場合に賃金の一部を助成するもので、ハローワークが実施している事業でございます。ハローワークに確認したところ、ホームページにてお知らせを行っており、市町村へのパンフレット配布依頼は行っていないとのことでございます。今後は市といたしましても、事業主にとって必要の際には事前にハローワークと相談し、活用していただくよう周知していきたいと考えております。

以上で奥富議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、私から、米軍基地についての御質問のうち3点について市長の補足答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の発生残土の処理についてでございます。まず、搬出台数でございますが、搬出が始まった昨年の7月29日から1月末までで申し上げますが、残土搬出が行われた日数は119日で延べ約2万6000台、1日平均といたしますと218台となっております。なお、今後の見通しですが、これまでも順調に搬出が行われており、当初の予定どおり本年の5月末をもって搬出は終了する予定であると聞いております。また、交通安全対策について、北関東防衛局に改めて確認いたしましたところ、引き続き運転者への安全教育や意識の高揚を指導しているとのことであります。なお、今日現在、交通渋滞に伴う苦情や、交通事故等の報告は受けておりません。福生市といたしましては、今後も状況を確認する中で、必要があれば早急に要請などを行ってまいりたいと考えております。

次に、発生残土の安全性などについてでございますが、北関東防衛局によりますと、残土の搬出にあたっては受け入れ先の受け入れ条件といたしまして、土壤汚染対策法に基づく環境省告示に定められました基準により土壤調査を実施、調査結果について問題のないことを確認するとともに、受け入れ先の承諾を得た後に搬出を行っているという聞いております。福生市といたしましては、北関東防衛局から適宜情報をいただき、これまでの試験において有害物質の検出はないとの報告を受けております。また、その際、土壤調査の結果についても確認させていただいておりますので、この件に関して、防衛省に対して独自調査を要請する考えはございません。公表に関しましても、今回の調査は受け入れ先の条件により調査を行ったもので、公表を目的としたものではないと聞いておりますので、防衛省が数値を公表すべきとは考えておりません。なお、現在まで、40カ所分の調査結果の報告を受けております。また、含有検査については、環境省告示で定められました基準に基づき9項目の検査を実施しているという聞いておりますので、この検査項目の中にPCBなどがいないことのみで、安全性が確認できていないとは考えておりません。

次に、建築物の情報開示請求の関係でございますが、福生市から航空総司令部の庁舎棟や、機械棟の平面図や立面図などを公表するよう要求しないのかということでございますけれども、福生市といたしましては、そこまでの必要性は感じておりませんので、要求は行っておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、私からは、福祉バス及び市内循環バスについて市長の補足答弁を申し上げます。

まず、福祉バスの利用登録及び運行状況でございますが、平成21年1月末現在の利用登録者数は3902人で、引き続き、高齢者の利用登録が多い状況でございます。また、利用者数につきましては、同じく1月末で延べ5万140人、1日当たり230人となっております。

次に、福祉タクシーなどの希望もあることについてでございますが、現行では、市



内のNPO法人や社会福祉協議会が実施しております福祉有償運送事業、いわゆる移送サービス、あるいは外出支援事業などがございます。これらを御利用いただきたいと考えておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午前11時まで休憩いたします。

午前10時51分 休憩

~~~~~

午前11時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（奥富喜一君） 御答弁ありがとうございました。それでは通告どおり、再質問以降、一問一答方式でさせていただきます。

まず、1件目として米軍基地についてですが、(1)発生残土の処理につきましてお聞きいたします。①現状までの排出状況、搬出状況と今後の見通しについては、搬出台数、搬出の始まった昨年7月29日から1月末まで。搬出日数119日で延べ台数2万6000台、1日平均218台とのことです。東京都建設局の積算資料により計算すると、25万立方メートルは41万2500トンというお話しでしたので、延べ台数2万6000台に、10トンで26万トン、これを41万2500トンから差し引くと15万2500トンが出ますので、この15万2500トンを10トンで割ると1万5250台、これを218台で割ると約70日、月当たり22日か23日稼働で約3カ月ですから、計算上は4月中に完了。当初予定どおり本年の5月末で終了予定ということになるかと思いますが、一応確認しておきたいのでお答えください。

それから2点目、運搬中での交通渋滞は避けられているか、交通安全対策は万全に推移しているかについては、今日現在、交通渋滞に伴う苦情や交通事故等の報告は受けていないとのことです。引き続き十分な安全対策をお願いしたいところです。関連して、昨年12月議会でもお聞きしたところですが、東京都西多摩建設事務所では騒音対策として、仮橋の覆工板を溶接し、騒音の低減を図り、さらに対策としてアスファルト舗装をしていただけたらということ、大幅な騒音低減が図れるとの見通しの回答をいただきました。実際にアスファルト舗装が完了したようですが、いつごろ完了し、周辺の皆様の感想はどのようなであったか、この点についてお聞かせください。あわせて昨年12月25日ごろでしたか、大きなカーブミラーも設置していただき、周辺の方、大変見やすくなったと、安心して渡れると喜んでおられました。12月議会の一般質問の中では難しいとのことでしたが、素早く実現していただき、ありがとうございました。この場でお礼を述べておきます。以上、2点についてお聞かせください。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、再質問に答弁させていただきます。搬出は予定どおり5月末かということでございますけれども、先ほども御答弁させていただきましたが、北関東防衛局は当初の予定どおり、本年の5月末をもって搬出は終了する予定であるということでございます。順調にいけばそういうことになるかと思えます。

次に、永田橋の仮橋の舗装の関係でございますけれども、永田橋の仮橋の舗装に關しましては、都市建設部から、施工者であります西多摩建設事務所に確認いたしましたところ、仮橋の舗装につきましては、1月9日に着手し、2月7日に完了したとのことでございます。また、周囲の皆様のご感想とのことでございますが、その後の苦情は特に受けてないとのことでございます。以上でございます。

○8番(奥富喜一君) ありがとうございます。予定どおり5月で終わるといふこと。それから、アスファルト舗装の方の關係は1月9日で、2月7日には完了したといふことで、私も大分静かになったなど。苦情がないといふか、特にはお聞きしてないんですが、静かになったように思いますので、ぜひこの状態が保たれればといふふうに考えております。

次に、2点目の方に移りたいと思います。(2)の、発生残土の安全性が確認されるまで移転工事を直ちに中止させるべきことについてです。福生市としては、北関東防衛局から適宜情報をいただき、これまでの試験において有害物質の検出はないとの報告を受けている。その際、土壤調査の結果についても確認させていただいている。この件に対して、防衛省に対し独自調査を要請する考えはない。公表に關しても、今回の調査は受け入れ先の条件により調査を行ったもので、公表目的としたものではないと聞いているので、防衛省が数値を公表すべきとは考えていない。現在まで40カ所分の調査結果の報告を受けている。含有検査については、環境省告示に定められた基準に基づき9項目の検査を実施していると聞いているので、この検査項目の中にPCBがないことのみで、安全性が確認できていないとは考えていない、とのお答えですが、このことは大変重大な内容の回答であります。

2007年10月6日の産経新聞記事では、東京都の築地市場の移転予定地の地下水から、環境基準の1000倍に当たる有害物質ベンゼンが検出された。東京ガスが1999年に石原慎太郎都知事に対して調査結果の説明をしたときには、ベンゼン検出量は環境基準をわずかに超える0.0001しかオーバーしていなかったと報道されています。これが、2008年5月9日赤旗の記事では、4181カ所の再調査で環境基準の何と4万3000倍、地下水から1万倍のベンゼンが検出されたとの報道です。結局、東京都は移転に都合の悪い情報を隠し切れず、今度は居直って、処理するから大丈夫と、586億円の巨額処理費、都民の税金を投入することにしています。ここに、横田基地残土調査の仕掛けの影が透けて見えるように思えます。それは、2003年以降の土壤汚染対策法は、詳細調査の場合、平面に關しては10メートルメッシュの調査を求めています。深さに關しては、0.5メートル、1メートル、その後1メートルごとに10メートルまで行うこととしています。移転予定地である、この江東区豊洲では10メートルで不透水層まで検査を行い、この結果、地下水から基準を1000倍以上上回る10ミリigramのベンゼンが検出されたわけです。謎解きの鍵は結局、1999年当時東京ガスが実施した調査基準の取り方にあります。2003年以降の土壤汚染対策法による詳細調査を当てはめてみると、10メートルメッシュで深度1メートルの場合としても100立方メートルです。横田の残土検査は5

1000立方メートルごとですから、検査精度は50分の1しかないことになります。表土では100分の1しかないことになります。横田基地の残土はどんどん埋め立てられてしまっているという、後戻りの効かない重大な問題という認識がなさ過ぎるか、防衛省に逆らうと何をされるかわからないからふたをしておもうという態度だと、大変なことになります。

そんなことではないとの立場であえてお聞きします。①有害物質の検出はないという報告は、数値データをどのような形で確認しているのか、資料の提出を受けているが公表はしないという前提の約束がされているのか、単に大丈夫だよとされているだけなのか、具体的にお答えいただきたい。②よほど安全性に自信があるようで、安全性に問題が出たときにどう責任を取るかのお答えがありませんでしたので、この点をお聞かせください。③PCBについては含有試験に含まれないが、溶出試験の中で確認されているということかもしれません、そういうことでしょうか。④環境問題に関心がある方ならだれでも問題にするダイオキシンについて、検査項目に含まれていないことに疑問を持たないのはなぜでしょうか、何らかの形で検査されているのでしょうか、お聞かせください。以上、4点についてお願いします。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは、4点の再質問にお答え申し上げます。

有害物質の検出はないが数値データをどのような形で確認しているかということでございますけれども、土壌調査の数値データにつきましては、北関東防衛局の担当者から提示された分析結果から確認しております。

次に、安全性に問題が出たときということでございますけれども、北関東防衛局からは毎日、環境省告示に定められた基準に抵触するような数値が確認された場合は土砂の搬出を見合わせるとともに、速やかに関係自治体に連絡し、汚染土壌の量や範囲を確定した上で適切な対策をとっていくと聞いています。なお、福生市といたしましても、万一安全性等の問題が確認されれば、言うまでもなく、早急にしかるべき行動をとってみたいと考えております。

次に、PCBの関係でございますけれども、PCBにつきましては、溶出試験の検査項目には含まれているということでございます。それから、最後に、ダイオキシンの関係でございますけれども、北関東防衛局によりますと、残土の搬出にあたっては受け入れ先の受け入れ条件として、土壌汚染対策法に基づく環境省告示に定められた基準により、土壌調査を実施している。ただ、その検査項目の中にはダイオキシンは含まれていないと聞いております。一方、ダイオキシンについては同基準に定めがなく、また、今回の工事場所については、過去にダイオキシン類を排出するような施設はなかったと聞いております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） いまお聞きいたしましたけれども、まず②の方です。①は担当者から提示ということで、これはとんでもない話ですよ。提示だけで、責任が持てるのか何の証拠も残らない、せめてコピーだけでもとっておくべきではないでしょうか。なぜコピーをとらないのか、それについてお聞かせください。

それから、②まあ、適切な対応をとるのは当たり前のことで、これは行政の責任で

当然ですが、行政の責任者として、そういったことにしっかりと対応しなかったということに対しての責任をどうとるのかということを知っているの、その点についてお聞かせください。それから、③はわかりました。PCBはほかの含有の方でここには含まれないけれども、溶出試験の方で含まれているということですね。それから、④残土の受け入れ条件にないから、ダイオキシンをやらなくていいと。私が先ほど申しましたように、ダイオキシンの危険というのは横田基地ぐらいたくさんあり過ぎるところはないわけですよ。これを、基準にないからやらなくていいと。そりゃ都民や国民に対して何ら責任がないのか、それは福生市は責任ないって言って逃げてしまえば、それで済むかもしれませんが、道義的にこれは大変な問題だと思いますので、これについての考えも合わせてお聞かせいただきたいと。以上、3点。

○企画財政部長（田中益雄君） 土壌の関係でございますけれども、分析結果はあくまでも、受け入れ先の受け入れ状況に基づいた結果ということで、公表を目的としていないという条件のもとで、福生市に提示されているものでございまして、書類を提出するものではないということの中で、そういう形をとっております。

それから、安全性に問題が出たときにどう責任をとるかということでございすけれども、繰り返しになりますけれども、基本的には事業者は国でございすので、国が責任を取るということでございすけれども、私どもといたしましても、その安全性に問題が少しでも確認できれば、直ちに、しかるべき処置等とるよう要請をしていきたい。市としてはそういう形をとっていききたいと、こういうことでございす。

それから、ダイオキシンの危険性、確かに、心配されるところでございすけれども、ダイオキシンにつきましても、北関東防衛施設局からの情報として、工事場所について、過去にダイオキシンを排出するような施設はなかったと、こういう報告がございすので、それを信用しておるところでございす。以上でございす。

○8番（奥富喜一君） まあ、要望しかできませんので、ぜひね、国に対してしっかりとした対応をとってほしい。私たちも、会の方でぜひ申し入れをこれからも続けていって、国が責任持って公表するように、また、改めて検査をするように要請していきたいと思ひますので、福生市の方も、そういった要望を上げていただけるようお願いしたいと思ひます。

次に移りたいと思ひます。（3）建築物の情報開示請求については、必要を感じていないというお答えでしたので、これは次の機会にお聞きしたいと思ひます。

（4）横田基地の軍民共用化の愚策についてです。引き続き、国等に情報提供を強く求めるとともに、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会とも連携を図る中で進めてまいりたいと考えている。その際、騒音問題など十分考慮することは言うまでもないというお答えですので、安心しました。基本的には、前市長とスタンスを変えたわけではないと理解いたしまして、次に移ります。

（5）事件・事故等で新たな情報はるか。横田基地の火災発生と関連の下の川については、小野沢議員が詳しくお聞きしています。その中で、福生市の行政対応として、危機管理意識と連絡体制の不備の反省が野崎隆晴総務部長からありました。横田

基地は戦争を現にやっているところ、何がいつ起こるかわからないところの認識に、今回の事件で大変な欠如を私も感じました。横田基地内で異変があった場合、例えば福生市や福生市消防団、東京消防庁に第一報が入った場合に、市長に緊急事態を通報する体制を組んでいただくこと。また、そう何回もあってもたまりませんが、今回のように横田基地内で火災等が起こった場合、通報が遅れて入ったとしても、情報が入り次第、その状況を防災無線等を通じて市民にお知らせするなど、危機管理体制は他市とは比較にならないほど嚴重に再検討し、マニュアル化した取り組みをお願いしておきます。一つだけお聞きしておきます。既に、1月20日の火災から2週間どころか、1カ月以上を経過しておりますので、東京消防庁に横田基地から協定10条に基づく火災についての報告があったとの確認はとれているのでしょうか。あれば、その内容についてお聞かせください。

○総務部長（野崎隆晴君） 協定10条に基づきます、横田基地側から東京消防庁への報告についてでございますけれども、現時点では報告をされていないと、そのように確認をいたしております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 報告を受けてないということで、これはとんでもない話なんで、東京消防庁に、協定10条に基づき速やかに提出することの請求を横田基地に行なうよう再度促してくださいと要望をしておきます。

次に、2件目ですが、ちょっと時間の関係で、予算委員会の方でしっかりとやらしていただきたいと思えます。

3件目に移ります。福祉バス及び市内循環バスについて。（1）福祉バス利用登録及び運行の状況について。寒くなるにつれ利用者が減る傾向があるということなのか、2月も1月よりさらに利用者は落ち込んでいるのかについてお聞かせください。土曜日の落ち込みが特に激しく、試行開始ごろと同数近くの乗車数となっておりますが、どのように見ているかお聞かせください。以上、よろしく申し上げます。

○福祉部長（星野恭一郎君） ただいまの御質問でございますが、まだ、2月の正確な集計は出ておりませんが、1月と2月は運行日数23日で同じでございます。月の途中を見ますと落ち込んではおらず、むしろ、2月の方が1月より増えるのではないかと、そのように思っております。また、土曜日も同様でございますが、1月より2月の方が増えるのではないかと、そのように思えます。土曜日の利用が下がっているのは、これまで8月と1月というところが多いんですが、これも何とも申し上げられませんが、暑かったり、寒かったりということも、やはり影響しているのではないかと、そのように考えております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 1月の数値を見ますと、寒くても利用者の伸びが横ばいという状況で、上向き傾向だという、今、星野部長からのお答えでした。しかし、順調な経過とは、そういった意味では、私としては不安が残ります。あわせて、毎日200人以上の利用者がある以上、今さらやめられない事業だと思います。利用者をふやすことこそが福祉サービスの向上であり、有効な公費運営とも言えますので、利用者の希望をよくお聞きし、くみ上げることが必要と考えます。どのような取り組みを、こ

の点で計画しておられるかをお聞かせください。

○福祉部長（星野恭一郎君） ただいまの御質問でございますが、確かに、議員がおっしゃるとおり、やはり利用者をふやすこと、これがやはり大事だと、そのように考えております。このために、利用登録者、それから実際の利用者の方々からも御意見等をお聞きし、それを集約すること、これがやはり必要であると、そのように思っております。このため、21年の4月に、これらの方々を対象としたアンケート調査を実施したいと考えております。これらの結果をまた、分析、検証いたしまして、今後の運行の方向性等に生かしていきたいと、そのように思っております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 利用登録をふやす、それからまた、アンケート調査も4月にやっていただくということですので、ぜひ、市民の皆さん、利用者の皆さんの意見を参考にして、よりよい方向に進めていただきたいと思います。

次に（2）の方に移ります。福祉バス試行はいつまで、今後の拡充についてお聞きしたいと思います。市として運行の方向性を6月ないし7月ごろには出していきたいと考えている。拡充政策などもその後考えていくとのお答えでした。ぜひその際、現行の2コースの逆コースなどを走らせ、最長でも30分程度で目的地に着き、また、帰れる工夫を検討していただきたい。この場合は4台必要となりますが、今年12月で現行のバスも買いかえの必要があると聞いています。中型か小型での運用で、燃費効率のよいものを検討していただくよう要望して、次に移ります。

（3）福祉タクシーなどの希望もあることについて。人気があるのか、なかなか希望どおりに利用ができないとの話も聞いておりますので、NPOや福祉協議会の福祉有償輸送事業の概略と現状についてお聞かせください。そのほかに制度も、外出支援等あればあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長（星野恭一郎君） それではまず、福祉有償輸送事業でございますが、これにつきましてはNPOが高齢者や障害者が、公共交通機関を使用して移動することが困難な場合、通院や通所、レジャーなどの目的に対応するため、送迎サービスを行うものでございます。高齢者や障害者の社会参加の促進を図るというものも、期待をされております。市内におきましてはNPO法人の1カ所、それと、社会福祉協議会が実施をいたしておりますが、19年度の利用状況になります。NPO法人では年間300人、社会福祉協議会では276人という利用状況になってございます。また、外出支援サービスでございますが、これも、社会福祉協議会で実施をいたしておりますが、歩行が困難な高齢者や障害者、あるいはその御家族や御友人を対象といたしましてリフト付きのハンディキャブ、これを貸し出すものでございます。そのことによりまして、これら対象者の方の行動範囲の拡大と社会参加への促進を図るということでございます。これは、使用料は無料でございますが、ただしガソリン代等は利用者の御負担ということになってございます。これも19年度の実績になります。利用者は53人というところでございます。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） ありがとうございます。NPOが1件、それから、社会福祉

協議会の方で平成19年度は年300人、それから、社会福祉協議会の方は276人ということで。あと、外出支援サービスの方、ハンディキャブ、これ大分古くなっていると思うんですが、これが年間で53台、ガソリンは個人負担ということで、制度として、大変使われてきているのかなと思うんですが。私、先ほど言ったように、一杯で使えないというふうな御意見も聞いております。その一方で、私、ホームページちょっと見てみたんですが、移動手段の情報が載ってないですね。これ、社協の方に委託しちゃっている関係とか、NPO法人がやっているんで、福生のところのホームページに載ってこないということなんだと思うんですが、そこら辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長(星野恭一郎君) これは、市から委託ということではございませんので、基本的には、それぞれの法人等の独自事業というふうに思っております。もちろん、その制度等のPRは、市のホームページでできるかと思いますが、なかなか独自の団体でございますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○8番(奥富喜一君) 自治体によりましては、業者を特定はさせ、まあ、これ一個ずつしかないのでちょっとあれなんですけど、とぶようになっているんですよ。移送を御希望の方はこのような利用方法がありますみたいな形で、もしそういう形がとれるのであれば、ぜひ検討して見ていただきたいと思います。

次に、(4)の市内循環バスの取り組みについて、移らせていただきます。市内循環バス導入検討調査結果や他市の実績などから、市内循環バスを走らせることは大変困難であるという認識が変わっていないとのことですが、自転車や歩行者を重視する環境に負荷をかけない方法の模索が、これからの地域社会のあり方となる傾向を考えると、老若男女が共通して利用でき、効率のよい運送手段として、市内循環バスの取り組みの要求は大きくなると私は考えています。ぜひ、福祉バスの取り組みと並行して、この点での市民ニーズ把握を細やかに進められるよう要望いたしまして、次に移ります。

最後の4件目です。中小商工業振興対策について。(1)融資限度額拡大、利子補給拡大等の支援策についてです。中小企業振興資金融資制度については、国のセーフティネット保証や都の緊急融資などの手続の迅速処理に努め、合わせて並行して検討を進め、本会議に改正する条例案を上程したいとのこと。議案第11条を福生市、中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例。平成21年度福生市「五つの元気」推進事業計画の10ページ・11ページ中小企業振興対策の支援強化推進項目、中小企業振興対策の支援強化備考欄で①に融資限度額の改定、運転資金500万円を1000万円に、設備資金700万円を1200万円に、開業資金500万円を1000万円に引き上げる。②開業融資条件の緩和。現行の市内に住所・事業所を有し一年以上事業を経営が条件だが、市内に開業しようとする他市在住者は、または、他市所在の事業者を資格に加える。③金融機関との契約率、現行2.15%で企業1%、市1.15%を市負担分は現状維持とし、企業負担分を引き下げる。④重複融資制限の撤廃。現行では現に融資を受けていると融資の対象外であるが、融資額が限度枠に達してい

なければ、その範囲内で追加融資を可能とする。4月1日以降、現に融資を受けている中小企業者にも適用する。⑤償還期限の変更。運転資金・開業資金4年以内を7年以内に変更し、設備資金6年以内を10年以内に変更する。⑥償還据え置き期限の変更。3カ月以内を6カ月以内に変更する、ということですね。どの一つも大事な施策変更です。商店経営者出身の市長が誕生すると、こういう細かいところに手が届くという見本かと思います。十分とは言わないまでも、この制度は100年に一度と言われる不況に立ち向かう市内の中小商工経営者にエールを送る内容として大いに評価されるものと確信いたしますと延べ、次に移ります。

(2) 公共工事前払い金制度についてですが、これも平成21年度福生市「五つの元気」推進事業計画の11ページ、中小企業振興対策の支援強化の前段に続いて、推進事業・計画年度の21年度、公共工事・前払い制度の見直し、平成21年2月16日施行とあり、備考欄①②③にある内容ですね。先ほど説明いただきました。昨今の経済状況などを考え、早急な実施が必要との判断から、新年度を待たずに2月16日から適用したということです。現状では、急激な経済不況の浸透で、お互いに疑心暗鬼に陥り、現金取引とならざるを得ない経済環境の中にあります。合わせて、現金仕入れにより少しでもコストを低く抑えたいという、業者の事情に沿った対策で、大いにこの制度の存在を宣伝していただきたいと思います。この立場から聞いておきたいのですが、この新基準について対象業者となる方にどのように伝わるようになっているのか、入札参加前に伝わるのかをお聞かせください。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、公共工事の前払い金制度の周知についてでございますけれども、既に、市のホームページに掲載し周知をしたところでございます。また、建設の業界紙にも紹介をされております。なお、個々の工事の周知でございますけれども、指名通知に示しておりますけれども、さらなる周知といたしまして、当分の間は入札の資料となる設計書や仕様書また図面等を指名業者に渡す際に新基準を口頭で説明、お知らせをしてみたいと、そのように考えております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） ありがとうございます。しかしですね、ぜひね、これホームページを、業者の場合、入札参加の関係でホームページはよく見ておりますので、ホームページで紹介するのはもちろん、いろんな仕様書等を書いていただくことも必要なんですけれども、それでかなりの業者の方は、ああ、これなら乗っかきたいというふうに考えるかもしれませんので、ぜひその点もお願いしておきたいと思います。それを要望いたしまして(3)に移ります。

住宅リフォーム制度耐震補強、震災対策、段差解消についてですが、一つ考えたことは、今御紹介いただいた制度が、それぞれ施策別に、耐震は住宅耐震リフォームとして、福祉施策では、高齢者・障害者のバリアフリー対応型改修工事などに分かれてしまっています。市民が住宅リフォームを考えると、様々なメニューが1カ所に集められることがあれば、より選択がしやすくなります。そこで、住宅リフォーム事案に、統一的な配慮はできないかについてお聞かせください。

○都市建設部長（小峯勝君） 住宅リフォーム事案に統一的な配慮ということですが、住宅リフォーム関連のお知らせ等の統一性は必要と考えられますので、できるところから工夫していきたいと考えております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） ありがとうございます。ぜひ、できるところからで結構ですので、ホームページ等お願いしたいと思っております。

次に、合わせて、瑞穂の新たにことし21年度から発足する予定の住宅リフォーム制度、これが、私とその適用を聞いたところの意図なんですけど、この、個人住宅の改修工事併用住宅における個人住宅部分の改修工事、集合住宅における個人住宅部分の改修工事、バリアフリー対応型改修工事及び通路面の変更、通路面とは、住宅の玄関から道路に至る日常生活で通行する敷地部分を対象とする、というものです。瑞穂町で21年度実施を考えている、このような住宅改修補助金制度のようなものを福生市でも実現することができないかについてお聞かせください。

○都市建設部長（小峯勝君） 瑞穂の住宅改修補助金制度の、この実現ということですが、市長答弁にもありましたように、現制度を最大限活用することで、制度の普及に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 瑞穂町では、平成14年から18年まで住宅リフォーム制度を実施し、5年間で402件、予算額2774万1000円で、工事費総額は6億2901万6000円と投入予算費22倍の売り上げ増効果をもたらしています。ぜひ、御検討くださいますよう要望しておきます。

次に、(4)元請け責任による立てかえ払い制度についてです。以前、私が受けた相談ですが、4次下請会社が夜逃げをしまして、労賃の不払いが発生した事件がありました。たまたま、工事が東京都発注の公共工事であったケースで、我が党の都議会議員と連携で東京都の関係機関に元請け責任の働きかけをしていただき、最終的には、2次下請に不払い分の補償を受けて解決したことがあります。福生市発注の工事で、不幸にもこうした事件が起きてしまった場合には、ぜひ、この精神で元請業者を指導していただきたい、これも要望にとどめます。

次に(5)、市内建設業者及び業者団体との災害応援協定の締結については進めていただけるとの話です。災害発生時に、地元建設業者は大変頼りになる身近な救援者です。日ごろからお互いに交流を深めておくとともに、こうした災害応援協定を締結することで、より一層意識を高めておいていただきたいので、早急に進めていただくよう要望いたします。

次に(6)、中小企業緊急雇用安定助成金の周知徹底について。お聞きしたところ、福生市の落ち度ではありませんが、せっかく今一番求められている必要な制度をつかっておきながら周知徹底に力を入れない、とんでもない話です。中国やインド向けの需要悪化など、製造業の急激な営業環境の悪化は、想像を絶するものがあります。大企業が下請企業に尻拭いをさせている横暴も、それに輪をかけているわけです。必死に耐えている中小企業経営者の皆さんに、こうした制度があるので何とか頑張って、従業員の生活もまた、守っていただけるよう積極的に広報宣伝をお願いしたいとの要

望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩といたします。

午前11時42分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第2号、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第2号、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について説明を申し上げます。

提案理由でございますが、病気休暇の承認期間に係る規定を整備するとともに、新たに特別休暇としてボランティア活動のための休暇、その他の休暇を追加いたしたいので、本条例の改正をお願いするものでございます。今回の改正につきましては、東京都の条例に準拠した改正となっております。

それでは、改正内容につきまして説明を申し上げますが、例規集は508ページでございます。恐れ入りますが、御配付をしております本会議資料により説明をさせていただきます。（3月3日配付の本会議資料参照）

福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。第9条、それと第10条第1項関係は文言の整理でございます。下段の第7号は、妊娠症状に対応するための休暇の改正で、いわゆるつわりなどの症状により勤務することが困難な場合に、10日以内の範囲で取得できるものでございます。第8号は、次の2ページにかかりますが、早期流産した場合の職員の安静加療、母体の健康保持や心身の機能回復のため勤務することが困難な場合に、7日以内で取得できるものでございます。

次に、2ページの第9号から18号までは号の繰り下げでございます。第10号は、子供の看護休暇の対象児の範囲を拡大することと、それと文言の整備をいたそうとするものでございます。範囲の拡大につきましては、小学校就学の始期6歳までを9歳までにするとともに、新たに対象児を2人以上養育する職員については、5日の範囲を一日拡大し6日とするものでございます。

次に、3ページをお開きをお願いを申し上げます。第19号は、ボランティア活動のための休暇を新たに設けるものでございます。職員が自発的に報酬を得ないで別表3に掲げる社会貢献活動を行う場合で勤務しないことが相当であると認められるとき、年に5日の範囲で取得できるものでございます。

それでは、大変恐縮でございますが、4ページ下段の、別表第3をごらんをいただきたいと存じます。この表は、ボランティア活動の運用範囲を定めておりますが、職員が社会貢献に積極的に参加するよう幅広い活動範囲を定めております。第1項は、大災害の支援活動で、阪神淡路大震災の際にも物資の配布、炊き出しとボランティアによる地域での支援活動が大きな力となっておりますので、このような場合を想定いたしております。第2号は主に、障害者支援施設や特別養護老人ホームなどでボランティア活動として必要な支援活動をする場合を想定をいたしております。

5ページをお願いを申し上げます。第3項は、身体上、精神上の障害や、負傷疾病などにより日常生活に支障がある場合などの介護等に取得できるものとしております。第4項は、国や地方公共団体等が主催・共催等をする事業を支援する活動として、七夕まつり行事ボランティア、夏休み子ども体験塾引率や、地域の自治会やPTAの活動の支援などを想定をいたしております。

たびたび恐れ入りますが、また3ページに戻っていただきたいと存じます。次に、第20号は、災害のための休暇の新設でございます。職員の現住所が地震、水害、火災などにより滅失や損壊した場合に、その復旧作業のため勤務しないことが相当であると認めた場合、7日以内で取得できることとなっております。しかしながら、地震など広範囲の災害の場合に、福生市災害対策本部条例により非常配備態勢が発令をされますので、原則的にはこちらが優先されることとなっております。次の第3項、第4項は、号の整理でございます。

続きまして、4ページをお願いを申し上げます。別表第1でございます。別表第1は病気休暇の基準を示してございまして、第1項は、公務災害における疾病でございまして文言の整備でございます。第2項は、結核性の疾患で現行は最低2年とし適用区分は別に定めるとして、最長3年6カ月の開始となっておりますが、これを、1年を超えない範囲といたしております。

第3項は、前2項以外の傷病ということから、一般的な病気休暇のことでございまして、この関係と、次の備考の通算規定については、恐れ入りますが6ページをお開きをいただきたいと存じます。資料の、病気休暇制度の改正についての1の、病気休暇、休職期間でございますが、次に、この後に御審議をいただきます議案第1号の分限条例の一部改正にも関連がございます。休職についても、少し触れさせていただきます。まず、現行では、勤務年数により3カ月から7カ月の間で規定をいたしてございましたが、改正では、勤務年数にかかわらず、全職員が最高90日、3カ月とするものでございます。病気休暇期間が満了いたしますと休職という分限処分となりまして、この期間は3年を限度といたしております。次に、2の同一疾病による病気休暇期間の通算でございますが、現行では、病気が治癒などをして出勤したところ、また再発をした場合でも、再度、病気休暇が勤務年数による期間、取得できましたが、改正後は下の例にありますように、病気休暇で30日取り出勤し、また、同一傷病で20日取りまた出勤し、さらに再発した場合1年間に限り通算し、つまり、50日となっておりますので、3回目の病気休暇の期間は、90日から既に取得した50日を引き40

日までとすることといたしております。

以上が、病気休暇関係でございますが、たびたび恐れ入りますが、5ページに戻っていただきたいと存じます。附則といたしましては、この条例は平成21年4月1日から施行いたそうとするものでございます。なお、経過措置といたしまして、3月31日までに承認された病気休暇や子供の看護休暇につきましては、改正前の規定の適用をいたすものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○9番（阿南育子君） 第10条の（7）と（8）が加えられるということなんですけど、妊娠中の女性の職員に関することだと思うんですが、この7番と8番の関係がちょっとよくわからないので、もう少し説明をしていただきたい。8番の方で、妊娠初期において流産した女性職員がというふうになってるんですけど、この妊娠初期っていうのは何週までをいうのかというのと、あと、流産してしまった場合、8番が使えるということですよ。7番の方で、流産しそうな場合は7番の方で対応するっていうことでしょうか。その辺の、わざわざ8番を分けた理由を教えてください。

○総務部長（野崎隆晴君） 第10条の第7号と第8号の関連でございますが、まず、第7号につきましては、これは妊娠に起因する症状のために勤務することは困難な場合ということで、こちらにつきましては先ほど説明の中でもちょっと触れさせていただきましたけれども、いわゆる、つわりなどに対応するという制度でございます。次の8号につきましては、妊娠初期においての流産の場合でございます、これは、4カ月までに流産した場合の境界を定めた規定でございます。したがって、第7号につきましてはつわりに関する休暇の規定、8号につきましては流産した場合の安静加療等に必要な休暇の規定というような、そういった、規定の区分となっております。以上でございます。

○9番（阿南育子君） 妊娠で出産の割とぎりぎりまで働くとかいう場合には、4カ月を超えても妊娠に起因する症状っていうのは、つわり以外にもいろいろあると思いますが、その辺で、こうわざわざ二つに分けた流産した場合と、どうして分けたのかなっていうのは、やはりちょっと疑問なんですけれども、もうちょっと、何か、説明があればお願いします。

○総務部長（野崎隆晴君） あくまでも区分でございます、第7号、こちらの規定につきましては、これは妊娠中、特に何カ月とかといったそんな期間を設けておりませんが、第7号につきましては、これは、妊娠に起因するつわりに対する特別休暇の規定。それと、8号につきましては、これは妊娠初期において流産をしてしまった場合の規定でございます、今までは、この妊娠初期において流産した場合、この特別休暇ということは特に定めておりませんでした、今回、いろいろなことを勘案をいたしまして、ここできちっと特別休暇として妊娠初期における流産というよう

な、そんな規定を設けさせていただいて対応させていただいております。

○議長（原島貞夫君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第3、議案第1号、福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第1号、福生市の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

提案理由でございますが、心身の故障により長期休養を要する場合における休職の期間に係る規定および失職の例外に係る規定を整備いたしたいので、本条例の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明申し上げますが、例規集は468ページでございます。恐れ入りますが、御配付をいたしております本会議資料（3月3日配付の本会議資料参照）により説明をさせていただきます。福生市の職員の分限に関する条例の一部改正新旧対照表の1ページをごらんください。第1条関係は文言の整理でございます。第3条の見出しを効果から期間に改正し、効果については、第4条に設けております。第3条第2項の休職の更新と第3項の通算規定につきましては、恐れ入ります、3ページをごらんをいただきたくと存じます。1の同一疾病による病気休職期間の通算でございますが、これも先ほど御審議をいただきました、勤務時間、休日、休暇条例の病気休暇の一部改正と基本的に同様の考え方でございます。現行は休職期間最高3年が過ぎ、復職した場合、同一疾病による病気休職の申請がありますと、病気休暇が承認をされましたが、改正後は、病気休暇は認められないこととなっております。また、例をごらんをいただきたくと存じますが、第1回目の休職が8カ月、2回目が4カ月で、いずれも、復職期間が1年経過していないためこれを通算いたしますと、第3回目の休職は8カ月と4カ月を通算し1年間となるため、残り2年までとなっております。

次に、恐れ入りますが、2ページをお願い申し上げますが、第5条第1項の失職の例外の改正でございますが、これは公務員の欠格条項で禁固以上の刑に処せられたもの、失職しない規定でございますが、現行規定ではその範囲を公務上・通勤途上の過失に限られておりましたが、東京都や他市の状況からこれを削除し、公務上や通勤途上でなくても適用されるよう範囲の拡大と、範囲の拡大をしたものでございます。

附則といたしましては、この条例は平成21年4月1日から施行いたそうとするものでございます。また、経過措置といたしまして、3月31日までに処分した休職に

については改正前の規定の適用をいたすものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第4、議案第3号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明をお願いします。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第3号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について説明を申し上げます。

提案理由でございますが、表彰審査会委員、中小企業振興資金融資審査会委員及び市民会館用務嘱託員兼公民館用務嘱託員を廃止し、新たに安全安心まちづくり協議会委員の報酬の額を定めるとともに、再雇用職員に総合窓口事務嘱託員及び学校事務嘱託員を加えたく、本条例の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明を申し上げますが、例規集は610ページ以降の別表でございます。恐れ入りますが、本会議資料、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の参照をお願い申し上げます。

（3月3日配付の本会議資料参照）

表彰審査会委員月額8500円、議員は2分の1の規定を廃止するものでございますが、これは議長から提出をされました福生市表彰審査会委員への議員選出廃止の要望に基づき、改正をいたすものでございます。次に、安全安心まちづくり協議会委員の報酬8500円を新たに設けるものでございますが、これは協議会設置に伴いまして委員の報酬を定めるものでございます。協議会の職務内容は、市長の諮問に対して答申をするほか、関係機関や関係団体との連携などに関することといたしておりますので、他の協議会委員と同様の職務内容であることから、同額の8500円とするものでございます。次に、中小企業振興資金融資審査会委員、月額8500円を廃止するものでございますが、連帯保証人制度の廃止に伴い、審査会の役割である融資判定を行う必要がなくなったことにより、委員会を廃止し委員の報酬を削除するものでございます。次に、市民会館用務嘱託員兼公民館用務嘱託員月額15万8800円を廃止するものでございますが、市民会館が指定管理制度に移行するため、公民館部分も含め用務嘱託員を廃止するものでございます。次に、再雇用職員に総合窓口事務嘱託員及び学校事務嘱託員を新たに加えるものでございますが、これは、現在再任用職員

として勤務している職員がここで再任用期間が満了し、引き続き勤務することにより、再雇用職員に身分を切りかえることによるものでございます。なお、報酬額は他の再雇用職員と同様の時間額1550円でございます。

附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第5、議案第4号、福生市庁舎建設基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第4号、福生市庁舎建設基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。新庁舎が建設されたことに伴い、庁舎建設基金の初期の大きな目的を達成したものと考えておりますが、今後は、市民の皆様の共有財産でございます新庁舎を良好な形で維持管理していくという目的へと転換していくこととなってまいりますことから、現行の貴重な基金を継承して、有効活用を図ってまいりたいと考えております。

新庁舎の維持管理経費といたしましては、改修の必要な箇所への対応、あるいは節目ごとに、空調機の改修工事など定期的な大規模改修工事が必要となってまいります。これらのことを踏まえまして、現行の庁舎建設基金を庁舎の維持管理に要する資金に充当するための基金とするため、条例の改正をお願いするものでございます。それでは、条例の改正内容につきまして説明申し上げます。例規集につきましては、919ページでございます。恐れ入りますが、本会議資料の福生市庁舎建設基金条例の一部改正新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。（3月3日配付の本会議資料参照）

まず、条例の題名でございますが、現行では庁舎建設基金となっておりますが、庁舎維持管理基金に改正をさせていただくものでございます。次に、第1項設置でございますが、現行では市庁舎を建設するために建設するための資金となっておりますが、庁舎の維持管理に要する資金に、また、建設基金を維持管理基金に改正をさせていただくものでございます。次に、第3条第2項でございますが、現行では市長は基金を前項の規定により運用するほか、財政上必要があると認められるときは、償還の方法期間及び利率を定めて、福生市土地開発公社へ貸し付けることができるとござい

ますが、この規定を削除させていただくものでございます。次に、第7条でございますが、現行では市庁舎を建設する場合となっておりますが、市庁舎の維持管理を行うための財源に充てる場合に改正させていただくものでございます。

また、附則といたしましては、施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の福生市庁舎建設基金条例の規定により積み立てられた基金はこの条例による改正後の福生市庁舎維持管理基金条例の規定により積み立てられた基金とみなそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○8番（奥富喜一君） この全額、振り替えなきゃいけないのかしらね。かなりの金額があったと思うんですが、幾らぐらいでしたっけ。その必要性について、概略を。

○総務部長（野崎隆晴君） まず、基金の残額でございますけれども、この平成20年度末現在では約2500万円程度の残額になると、そのように試算をいたしております。また、今後につきましては、先ほども説明させていただきましたけれども、必要な改修箇所への対応、あるいは長期的なことも考えまして、この貴重な基金を今後維持管理基金に継承させていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（原島貞夫君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第6、議案第5号、福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（教育次長 宮田満君登壇）

○教育次長（宮田満君） 御指名をいただきましたので、議案第5号、福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。

最初に、提案理由でございますが、学校給食法の平成20年6月の改正に伴いまして法に新たな条項が追加されましたので、本条例の条項を変更する必要があるため、提案させていただくものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして御説明申し上げます。なお、例規集は1234ページでございます。第2条第1項第1号は、経費の負担を規定している条項でございますが、新たな条項の追加により、条ずれが生じたことによります改正でござ

います。

なお、附則といたしまして、施行日を平成21年4月1日からといたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○8番（奥富喜一君） この条が変わって1条、2条ならわかるんですけど、6条から11条に移っているんで、これは単なる条例の追加じゃなくて何か、整理を図ったのか、移動したのか、そういう理由じゃないかと思うのですが、そこら辺の説明をお願いしたい。

○教育次長（宮田満君） 学校給食法の改正によりまして、学校給食法の中に新たな条文が加わりました。例えば、今回の改正につきましては、文部科学省の告示でありました、学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準が新たに法に位置づけられまして、条文に加わったわけございまして、そのために法律の条文がずれました。そのための本条例の改正でございます。以上でございます。

○議長（原島貞夫君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第7、議案第6号、福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（子ども家庭部長 町田正春君登壇）

○子ども家庭部長（町田正春君） 御指名をいただきましたので、議案第6号、福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。なお、例規集は1568ページでございます。

初めに提案理由でございますが、現行の乳幼児医療費助成制度におきましては、2歳以上の幼児の保護者に一定の所得がある場合は対象とならない、いわゆる所得制限を設けておりますが、この所得制限を廃止し、また、児童福祉法の改正により新たに創設されました小規模住居型児童養育事業を行うものに係る規定を整備するとともに、健康保険法の改正による用語の整理をするため、本条例を改正いたそうとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、恐れ入りますが、本会議資料といたしまして御配付させていただいております、乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正新旧対照表をごらんいただきたいと思います。（3月3日配付の本会議資料参照）

本条例の第3条は対象者を規定いたしておりますが、第2項は対象としない規定でございまして、児童福祉法の改正で新たに創設されました小規模住居型児童養育事業では、養育者が都から子供の養育を委託されている場合、その子供にかかる医療費につきましては、法の規定により、都が支弁いたしますことから、第3号下線の部分でございまして、第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者を加え、また、引用条項の改正により、「第6条の3」を「第6条の3第1項に規定する里親」と改め、規定を整備いたそうとするものでございます。次に、第4条は所得の制限の規定でございまして、子育てに関する経済的負担の軽減を図り、もって子育て支援に資することを目的に所得制限を廃止するため、条文を削除に改めようとするものでございます。次に2ページになりますけれども、第6条、助成の範囲の第1項及び、第7条の2標準負担額の相当額支払い方法のそれぞれ下線部分、標準負担額につきましては、健康保険法の改正により食事療養標準負担額に改め、用語の整備をいたそうとするものでございます。恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきたいと存じます。

次に、附則でございまして、本条例は平成21年4月1日から施行いたそうとするものでございまして、ただし書きといたしまして、第4条の改正規定は平成21年10月1日から、第6条第1項及び第7条の2の改正規定は、公布の日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第8、議案第7号、福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（子ども家庭部長 町田正春君登壇）

○子ども家庭部長（町田正春君） 御指名をいただきましたので、議案第7号、福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。例規集は、1576ページでございます。

初めに提案理由でございまして、現行の義務教育就学児医療費助成制度におきましては、保護者に一定の所得がある場合は対象とならない、いわゆる所得制限を設けておりますが、この所得制限を廃止し、また児童福祉法の改正により、新たに創設されました小規模住居型児童養育事業を行う者に係る規定を整備するため、本条例を改正いたそうとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、恐れ入ります、本会議資料といたしまして御配付させていただいております義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。(3月3日配付の本会議資料参照)

本条例の第3条は対象者を規定いたしておりますが、第2項は対象としない規定でございます、児童福祉法の改正で新たに創設されました小規模住居型児童養育事業では、養育者が都から子供の養育を委託されている場合、その子供にかかる医療費につきましては法の規定により都が支弁いたしますことから、第3号下線の部分でございますが、第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行うものを加え、また、引用条項の改正により、「第6条の3」を「第6条の3第1項に規定する里親」と改め、規定を整備いたそうとするものでございます。次に、第4条は所得の制限の規定でございます、子育てに関する経済的負担の軽減を図り、もって子育て支援に資することを目的に所得制限を廃止するため、条文を削除に改めようとするものでございます。恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきたいと存じます。

次に附則でございますが、本条例は平成21年4月1日から施行いたそうとするものでございますが、ただし書きといたしまして、第4条の改正規定は平成21年10月1日から施行いたすこととするものでございます。

以上、御審議賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第9、議案第8号、福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(子ども家庭部長 町田正春君登壇)

○子ども家庭部長(町田正春君) 御指名をいただきましたので、議案第8号、福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。なお、例規集は1632ページでございます。

初めに、提案理由でございますが、現行のひとり親家庭等医療費助成制度につきましては、助成の対象者をひとり親家庭等の父または母とその児童、及び養育者とその児童としておりますが、児童福祉法の改正により新たに創設されました小規模住居型児童養育事業での養育者とその児童は助成対象から除かれますことから、助成対象者に係る規定を整備するため、本条例を改正いたそうとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、本議案につきましては、本会議資料といたしま

して御配付させていただいております、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。(3月3日配付の本会議資料参照)

本条例の第2条は用語の定義を規定いたしておりますが、第3項は養育者の規定でございまして、児童福祉法で新たに創設されました小規模住居型児童養育事業では、養育者が都から子供の養育を委託されまして、その子供にかかる医療費につきましては、法の規定により都から支弁されますことから助成対象の養育者とならないため、第3項下線の部分でございまして、第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業に従事する者を加え、また、引用条項の改正により、「第6条の3」を「第6条の3第1項に規定する里親」と改め、規定を整備いたそうとするものでございます。次に、第3条は対象者の規定でございまして、第2項は対象としない規定でございまして、こちらも第2条第3項の改正と同様の趣旨で、第3号下線の部分でございまして、小規模住居型児童養育事業を行うものを加え、規定を整備いたそうとするものでございます。議案書にお戻りいただきたいと存じます。

次に、附則でございまして、本条例は平成21年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第10、議案第9号、福生市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(福祉部長 星野恭一郎君登壇)

○福祉部長(星野恭一郎君) 御指名をいただきまして、議案第9号、福生市介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由並びにその内容につきまして、説明申し上げます。なお、例規集は1885ページでございます。

本条例の提案理由でございまして、平成21年度から23年度までの各年度における第1号被保険者の所得段階別の保険料率の額及び特例を定めようとするものでございます。第1号被保険者の介護の保険料につきましては、3年ごとに介護保険事業計画において設定いたします保険料基準額をもとに条例で定めることになっております。第4期介護保険事業計画において、平成21年度から23年度までの3年間の保険料基準額を4289円と設定し、これをもとに介護保険法施行令第39条第1項による所得段階別に、それぞれの保険料率の額いわゆる保険料の年額を定めるものでござい

ます。なお、保険料基準額4289円につきましては、平成21年度から23年度までの介護サービス見込み料から推定した総費用額をもとに、3年間の標準給付見込額に地域支援事業費を加え、所得段階別の被保険者数の推計により設定したものでございまして、現行の保険料基準額4593円と比較して304円、6.6%の減となっております。また、今回の改正では、第1号被保険者の所得段階を現行の6段階から10段階に、あわせて特例段階を設け低所得者層への負担軽減に配慮し、被保険者の負担能力に応じた段階設定とするものでございます。

次に、本条例の内容について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、本会議資料、福生市介護保険条例の一部改正新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。(3月3日配付の本会議資料参照)

左側が改正案、右側が現行でございます。第4条は第1号被保険者の保険料率、いわゆる保険料の年額を定めております。現行では、平成18年度から20年度までの保険料率の額を第1号から第6号までの6段階に定めておりますが、これを平成21年度から23年度までは、第1号から第10号までの10段階に改めようとするものでございます。第4条第1号は、生活保護受給者及び市民税世帯非課税者で老齢福祉年金受給者を対象とする所得段階別の第1段階の保険料率の額を2万3200円に、次に、同条2号につきましては、市民税が世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の者を対象とする所得段階別の第2段階の保険料率の額を2万3200円に改めるものでございます。同条3号では、市民税が世帯非課税で第2段階に該当しない者を対象とする所得段階別の第3段階の保険料率の額を3万6000円に、次の同条第4号は市民税が世帯課税で、かつ本人が市民税非課税、ただし、後ほど附則第3条で説明いたしますが、特例第4段階に該当しない者を対象とする所得段階別の第4段階の保険料率の額を5万1500円に改めるものでございます。なお、この第4段階が保険料基準額となります。次に、同条第5号アにつきましては、本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の者を対象とする所得段階別の第5段階の保険料率の額を5万6600円に、また同号イでは、要保護者が第5段階の保険料5万6600円であります。これを適用されたなら生活保護を必要としない状態となる場合の保険料率、いわゆる境界層、ボーダーライン層の適用を定めるものでございます。なお、境界層につきましては、次の第6号から第9号までにおいてもそれぞれに定めております。次に、同条第6号アは、本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の者を対象とする所得段階別の第6段階の保険料率の額を6万4300円に、同条第7号では、本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の者を対象とする所得段階別の第7段階の保険料率の額を7万7200円に定めるものでございます。

次に、新旧対照表の2ページになりますが。同条第8号アにつきましては、本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者を対象とする所得段階別の第8段階の保険料率の額を8万4900円に、同条第9号アでは、本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者を対象と

する所得段階別の第9段階の保険料率の額を9万1000円に、また同条第10号につきましては、本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の者を対象とする所得段階別の第10段階の保険料率の額を9万5200円にそれぞれ定めようとするものでございます。次に、第7条第3項の改正につきましては、介護保険法施行令の改正により、同項で引用いたしております同法施行令の条項を改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻りをいただきまして、最後に、附則でございます。附則第1条は本条例の施行期日を平成21年4月1日とし、附則第2条では、保険料率を規定しております改正後の第4条の適用についての経過措置を定めております。

次に第3条でございますが、平成21年度から23年度までの保険料率の特例として、市民税が世帯課税で、かつ本人が市民税非課税、合計所得金額が80万円以下の者を対象とする所得段階別の特例第4段階の保険料率の額を、改正後の第4条の規定にかかわらず4万3800円に定めるものでございます。この特例措置につきましては、税制改正に伴う保険料の激変緩和措置が平成20年度で終了することに伴いまして、同程度の保険料軽減措置を講じるために、特例第4段階を設定しようとするものでございます。

なお、ただいまの説明を申し上げましたが、平成21年度から23年度までの各所得段階別の保険料額につきましては、本会議資料の4ページ、また現行の保険料額につきましては、参考といたしまして5ページにそれぞれ一覧表としてまとめてございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございますが、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○20番（小野沢久君） 資料をいただきました。最初からこの資料だとわかりやすかったんですけども、基準が4289円で、前のと比べて304円下がるんですね。それで、今回は10段階になってそれまでは6段階ですから、比較をするのが非常に難しいんですけども、例えば今のこの新しい表の方で、それぞれのプラスとマイナスがどうなるのか、前年度と比べてね、上がったところと下がったところがあると思うのですが、そこをお知らせ願いたいのと、今回の福生市の基準が300円下がったということで、近隣の状況は、比べてこの基準がどうなってますか。これはね、やっぱり福生は高いという話を聞くと、近隣状況が気になりますので、そこもお知らせ願いたいと思います。

○福祉部長（星野恭一郎君） 比較のお話でございますが、なかなかちょっと、分析しづらくて、今、作業中というようなところが正直なところでございます。ただ、多段階というふうな設定をさせていただきましたけれども、基本的には、従前の第6段階、これをいわゆる所得が125万、それと200万というところで設定をさせて境界をつくらせていただきましたが、それを、細分化をしたということになっておりま

す。したがって、所得層が当時と、第4期とそんなに変わってはないんだろーという
ようなことになりますと、結局のところ、従前のいわゆる第6段階、第5段階とい
ったところが、負担が増になるというふうに概略考えられます。

それともう1点は、逆に従前の第2、第4段階が、基準でございますから、3、2、
1というところは基準額の負担率を引き下げてございますので、当然のこととして、
負担額は減少してくるというようなことになろうかと思えます。

それと、近隣の状況ということなんですが、実はまだ、明確に決定をされていると
いう段階ではないんで、情報を今得ていると。しかもこれは、確定値ではないとい
うことで御理解をいただきたいと思えます。まず昭島、これが4350円、あきる野市
4200円、羽村市4000円、青梅市3400円、瑞穂町4200円。近隣では、
こんな情報をとりあえず取得をしております。以上でございます。

○20番（小野沢久君） 委員会で付託になって審議はされるんだろーけれども、も
う少し、データをきちんと。これだけのことをやるんですよ、これね、相当値上げの
人がいますよ、多く払う人が。旧表の6段階の人が8万2000円。今度、10段階
に変わると一遍にはならないんだろーけれども9万5200円ですよ。だから、もう
少しね、シビアなデータを用意してから提案するべきじゃないですか。私はそう思
います。これ以上、今、資料がないんだからやりようがないんだけれども、委員会の中
で詳しくやっていただけたらと思うんですけどね。昭島がこれでいくと福生より高
いのかね、青梅も高いのか。羽村と比べると随分違っちゃうなっていう気になるわけ
ですかね。あとは、詳しい審査は担当委員会であると思えますので、もっと詳しい資
料をぜひ、出した方がいいのではないかなと。私委員じゃありませんから、それ以上質
問できません。お願いいたします。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第11、議案第10号、福生市国民健康保険条例の一部  
を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 野島保代君登壇）

○市民部長（野島保代君） 御指名をいただきましたので、議案第10号、福生市国  
民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正の内容につ  
いて説明申し上げます。例規集につきましては1924ページでございます。議案書  
とともに、本会議資料といたしまして御配付しております新旧対照表をあわせてごら  
んください。（3月3日配付の本会議資料参照）

初めに、提案理由でございますが、児童福祉法の改正により小規模住居型児童養育  
事業が創設されたことに伴い、被保険者としめない者に係る規定を整備したいので、本

条例を改正いたそうとするものでございます。

平成21年4月1日から実施される小規模住居型児童養育事業は東京都からの委託事業で、養育される扶養義務者のいない児童は、医療費についても東京都から支払われるため、国民健康保険の対象者から除外する規定に追加しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、福生市国民健康保険条例第4条第2項中、「及び里親」を「又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親」に、改めるものでございます。

附則として、本条例の施行期日を平成21年4月1日とするものでございます。

以上御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 午後2時10分まで休憩いたします。

午後2時1分 休憩

~~~~~

午後2時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第11号、福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（生活環境部長 森田秀司君登壇）

○生活環境部長（森田秀司君） 御指名をいただきまして、議案第11号、福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正の内容につきまして説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、中小企業者の健全な経営の安定を支援するため、融資期限、融資限度額の増額、同一資金の追加融資、物的担保、連帯保証人の廃止及び償還期限の延長と所要の規定を整備いたしたく、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、改正の内容につきまして説明申し上げます。例規集は2065ページからでございます。なお、本会議資料といたしまして、福生市中小企業振興資金融資条例の一部改正の新旧対照表を、あわせてごらんいただきたいと思います。（3月3日配付の本会議資料参照）

第2条第1号は中小企業者の定義でございます。中小企業基本法第2条第1項に規



定する会社及び個人で、東京信用保証協会の保証の対象業種を営むものとしたしました。

次に、第4条、資金の種類及び融資の限度額の第1項第2号では、設備資金の規定でございます。これは、業務車両への融資を明確化するとともに、文言の整理をするものでございます。また、第3号は開業資金の規定でございますが、開業後1年未満の事業に要する資金についても、開業資金として範囲を拡大しようとするものでございます。第2項は、それぞれの資金の限度額を定めるもので、運転資金を現行の500万円を1000万円に、設備資金を現行の700万円を1200万円に、また、開業資金を現行の500万円を1000万円に拡大しようとするものでございます。また、ただし書きでは、同一融資の追加融資について、当該融資の限度枠内までの融資を行えるよう、改正しようとするものでございます。

第5条の融資審査会の設置につきましては、改正後は、すべての融資資金につきまして保証協会等の補償を融資の要件としておりますことから、削除しようとするものでございます。

次に、第6条は申込者の資格でございます。第1項は、運転資金及び設備資金の要件でございます。同項第1号は、個人事業者及び法人格を有する事業者における住所及び事業期間の要件を個人にあっては市内に住所または事業所を有し、1年以上事業を営んでいることが条件でございます。これによりまして、事業所は、住所が市内にあれば融資が可能となり、地域内の商店街振興及び消費者の利便性の向上に寄与するものと考えます。また、法人格を有する会社にあっては、市内に事業所を有し、1年以上事業を営んでいることを要件とするものでございます。第2号は、第1号により、市内に事業所があれば市外のものも融資対象となりますことから、要件の一つとなる納税状況の対象を区市町村民税に変更し、市税の完納を要件といたします。第2項は開業資金の要件で、その第2号では、市内に新たに事業を営もうとするもの、または、開業後1年未満の者も対象とするものでございます。これにより、事業所の市内誘致を図ろうとするものでございます。なお、積極的な開業を図るため、6カ月以内の開業を条件といたします。さらに第5号では、東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の保証を要件としております。第7号の削除は、融資制限の撤廃を図るものでございます。

第7条の連帯保証人に関する条文は、保証協会の保証を条件としておりますので、削除いたします。

第9条、償還方法は第4条第2項におきまして融資限度額を増額したことに伴いまして、運転資金及び開業資金の償還期限を84カ月以内に、また設備資金にあっては120カ月以内に延長しようとするものでございます。また、第2項の据置期間につきましても6カ月以内に延長いたします。

第10条は、保証協会の保証により違約金の発生がなくなりますので、削除をいたします。

第11条は、第3項を削除し号番号を繰り上げるものでございます。

第13条、融資の時期は、融資決定から実行までの期間短縮を図ろうとするものでございます。

第14条、融資決定の取り消しにおきましては、現行では融資審査会の議を経ることになっておりますが、融資審査会を廃止したことに伴い、条文を整理するものでございます。

第15条も、前条と同様に条文を整理するものでございます。

第16条は、保証協会の保証があることにより損失額を保障するケースが生じないことから、削除するものでございます。

最後に附則でございますが、1として、この条例の施行期日を平成21年4月1日としております。また、2の経過措置といたしまして、改正後の条例である新条例の規定は、施行日以後の融資の申し込みから適用するとしております。3といたしまして、この条例の施行の際に、改正前の条例において既にされている融資の申し込みのうち、旧条例第12条の規定により融資の決定がなされていないものは、新条例の規定を適用するとしております。次に4として、現に旧条例により融資を受けているものは、新条例の規定により融資を受けているものとみなすとしております。最後に、5といたしまして、前項の規定にかかわらず、旧条例の規定により融資の決定を受けたものの償還期限及び利子補給については、新条例の規定の適用を受けず従前の例によるものとしております。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○3番（末次和夫君） 物的担保及び連帯保証人の廃止ということなんですけれども、これは、保証協会がそういう要件は要らないということになったものなのか。それで、ほかの自治体も同様に廃止するようになったのか、ということが1点とですね、あとは、事業所及び住所が市内に有していればということは、これはもう近隣自治体も同様の形になっているのか、この2点だけ、ひとつお願いします。

○生活環境部長（森田秀司君） まず、1点目の担保の関係でございます。それにつきましては、旧条例では、市の方で決定をするということになっていましたので、担保があるか、または信用保証協会の保証があるというのは条件でありましたので、この改正からは、信用保証協会の保証がすべてという形になりますので、保証をとることによりまして、物的担保等は要らないというような形にさせていただきました。

それと、二つ目につきましては、今度の条例改正によりまして個人にあっては市内に住所があって、そして、事業所が外にあるというような場合についても積極的に認めていく。逆に、市外の方が福生の市内に事業所を設けて営業していただくと。店舗の誘致と申しまししょうか、それにつきましては、近隣では余りないような、立川市では、立川市の周辺の部分での住所があるものについては認めておりますが、そのほか

には認めてないというような形ですので、進んでいるのではないかというふうに考えております。

○3番（末次和夫君）　そうしますとあれですか、経営内容とか経営実態で、信用保証協会は融資の判断をするということで、それに、なおかつ連帯保証人や物的担保があればそれに越したことはないっていう、それはもう、絶対要らないということなんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

○議長（原島貞夫君）　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君）　日程第13、議案第14号、福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例を廃止する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（生活環境部長　森田秀司君登壇）

○生活環境部長（森田秀司君）　御指名をいただきまして、議案第14号、福生市中小企業振興資金融資一時補てん基金条例を廃止する条例の提案理由につきまして説明を申し上げます。なお、例規集は928ページでございます。

本条例の提案理由でございますが、福生市中小企業振興資金融資条例の一部改正に伴いまして、不良債権における金融機関に対する一時補てんについては、今後、信用保証協会が代位弁済を行うことから、基金を設置する必要がなくなったため本条例を廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行するものとしたしております。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君）　日程第14、議案第12号、福生市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（福祉部長　星野恭一郎君登壇）

○福祉部長（星野恭一郎君）　御指名をいただきまして、議案第12号、福生市介護

従事者処遇改善臨時特例基金条例の提案理由並びにその内容につきまして、説明申し上げます。

提案理由でございますが、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を財源とする介護保険料の上昇抑制措置に充当するための基金を設置することに伴いまして、本条例を制定いたそうとするものでございます。国では、介護保険制度における介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度から介護報酬を引き上げ、この引き上げに伴う保険料上昇の抑制措置の財源として、平成20年度に市町村に対し介護従事者処遇改善臨時特例交付金を交付することとしております。各市町村では、平成20年度中にこの交付金を財源とする基金を設置し、介護保険料の軽減を図ることとなります。このため、福生市といたしましても、平成21年度から23年度までの介護保険料の軽減を図るために、本年度中に国の交付金を財源とする基金を設置いたそうとするものでございます。

それでは、本条例の内容につきまして説明申し上げます。第1条は設置規定でございまして、平成21年度の介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置する旨を定めております。第2条は基金の額でございまして、基金として積み立てる額は、市が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする旨を定めるものでございます。なお、この特例交付金の額は、3452万5000円を予定いたしております。第3条は、基金の管理でございまして、基金に属する現金につきましては、第1項では最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない旨を、第2項では、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に変えることができる旨を定めるものでございます。次に、第4条は基金の処理でございまして、基金の運用から生ずる利益は介護保険特別会計予算に計上して、この基金に編入するものとしております。第5条は繰り替え運用でございまして、財政上必要があるときは確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができる旨を定めております。第6条は基金の処分、いわゆる取り崩しができる場合を定めております。第1号では平成21年度の介護報酬の改定に伴う保険料の増加額を軽減するための財源に充てる場合を、第2号では、介護保険料の軽減にかかる広報啓発など、軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合を定めるものでございます。次に、第7条は委任規定でございまして、

最後に、附則でございまして、第1項では本条例の施行期日を公布の日からとし、第2項では、本条例の執行について定めてございまして、介護保険料の軽減につきましては、平成21年度から23年度までの措置といたしておりますので、平成24年3月31日限りで本条例の効力を失うこと、また、基金に残額が生じたときは国に納付する旨を定めようとするものでございます。なお、本条例による基金への積み立てに伴います予算措置につきましては、後ほど、平成20年度福生市介護保険特別会計補正予算第2号で提案をさせていただきます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○17番（青海俊伯君） 幾つかお伺いします。初めに、第3条、基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、という下にですね、有利な有価証券に変えることができると、必要に応じとあるのですが、これは、有価証券に変えるというときの判断は、どなたがするんでしょうかということ、一点お聞きしたい。

それと、第4条で運用益が出たときは基金に編入するとありますが、例えば他の基金からこの基金に振り替えることができるかどうか、多分できないと思うんだけど確認でございます。

それと、終わりに附則にですね、これ期間が決まってるものですから、23年度末、24年3月末にですね、この基金に残があったら国庫へ納付すると書いてあるんですが、納付しないような形を取れるんだと思うんだけど、どんなお考えなのか。やはり、いただいたものは返すべきではないと、やはりゼロにしておくべきじゃないかと思うんだけど、そういう、基金に繰り入れてしまっという方法ができるのかどうかということをお聞かせいただきたいと、このように思います。以上です。

○福祉部長（星野恭一郎君） まず1点目の、基金の管理の関係でございますが、基本的には自治法では会計管理者の職務権限の中に、現金、括弧がございまして、基金に属する現金を含む、これの出納保管を行うということが会計管理者の職務権限として規定をされております。したがって、このことから申し上げますと、やはり会計管理者が担当するというふうに考えております。

それから、2点目の他の基金からということでございますが、この基金条例はまさに特例基金条例でございまして、第2条の基金の額に、これは国からの特例交付金を基金の額とするというふうに明確に規定してございますので、例えば、特例交付金がこの3年間で増額をされるとかということであれば、当然基金の額が増加をするというようなことはあると思いますが、それ以外はちょっと想定できません。

それから、残額が生じた場合に国へ納付するということですが、当然基金の管理、これ会計管理者がその確実かつ有利という方法で管理をすることになると思いますが、当然、利子が出てまいると思います。ですから、24年の3月31日までにその利子を想定、見込んで、1円も残さないような形で最終年度で使い切るということを考えております。以上でございます。

○議長（原島貞夫君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第15、議案第13号、福生市安全安心まちづくり

条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(総務部長 野崎隆晴君登壇)

○総務部長(野崎隆晴君) 御指名をいただきまして、議案第13号、福生市安全安心まちづくり条例につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

初めに提案理由でございますが、安全に安心して暮らすことができる社会の実現は全市民の願いでございます。このような中で、最近子供たちを対象とした声かけなどの不審者情報や被害者となる事件、また、高齢者を対象とした振り込め詐欺などさまざまな犯罪が発生をしている状況となっております。市民一人一人がこのような社会情勢を認識し、自分たちのまちは自分たちで守る、また自分のことは自分で守るという意識を持って日々の生活を送っていくことが必要となっております。

このようなことから、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、犯罪の防止における基本理念、市、市民及び事業者等の責務その他必要な事項を定めたいので、本条例を制定をいたそうとするものでございます。

次に、条例の内容でございますが、第1条は条例の目的で犯罪の防止に関し市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、それぞれの連携・協力のもとに、すべての市民が安全で安心に暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする旨を規定をするものでございます。

第2条は用語の定義で、第1号は市民、第2号は、事業者等の定義を規定するものでございます。

第3条は基本理念で、市民及び事業者等の自主的な活動を基本とし、市、市民及び事業者等が相互理解のもと、連携を図りながら協働する旨を規定いたそうとするものでございます。

第4条は市の責務で、第1項では市は関係行政機関の協力を得て施策を実施する旨を、第2項では市は活動に対し支援及び協力を行うよう努めなければならない旨を規定いたそうとするものでございます。

第5条は市民の責務で、第1項ではみずから安全確保に努めるとともに活動に積極的に取り組むよう努める旨を、第2項では市が実施する施策に協力するよう努める旨を規定いたそうとするものでございます。

第6条は事業者等の責務で、第1項では安全安心まちづくりについての理解を深め、みずから安全確保に努めるとともに活動に積極的に取り組むよう努める旨を、第2項では事業者等は市が実施する施策に協力するよう努める旨を規定いたそうとするものでございます。

第7条は情報の提供で市は必要な情報の提供を行う旨の規定。

また、第8条は子供等の安全の確保で、市、市民等は犯罪被害者となりやすい子供、高齢者、障害者等の安全の確保に努めなければならない旨を規定いたそうとするものでございます。

第9条は福生市安全安心まちづくり協議会で、第1項では協議会の設置の旨を、第

2項では協議会は市長の諮問に応じるほか、市長に対し必要な意見を述べることができる旨を、第3項では協議会の組織及び運営に関し必要な事項は市規則で規定いたそうとする旨を定めるものでございます。

第10条は委任規定でございます。

最後に附則でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○17番（青海俊伯君） まとまった形での条例でございますけれども、ざっと読む限り、はなはだ理念的なところが多い条例になっております。そこで、これらの条例をつくるに当たって、各第何条、項目ごとにですね、いろいろな先進の既につくられているところの例などを参考にされたかと思うんですが、ちなみに他の先進市の参考にした例がございましたら、何々市とか、何々町とか、挙げていただきたいなど。そうすれば、これを付託されている常任委員会で、逐条項それぞれ突き合わせた上で、より深い議論になるのかなと、こう思っておりますので、ぜひともこの場で御紹介いただきたい。それから、安心安全まちづくりの協議会のところで、最後に、協議会の組織及び運営に関しては必要な事項は市規則で定めるとありますから、この条例を出している今の段階で、この市規則も整備されているものと理解していいでしょうか。委員会あるいは傍聴の折に、常任委員会の折に、その市規則を合わせて参考として見せてもらうことはできますでしょうか。以上、お知らせをいただきたい。

○総務部長（野崎隆晴君） それではまず、先進的な市の参考でございますけれども、まず東京都条例を基本といたしまして、約10の市区町などの条例・事例を参考といたしております。参考とさせていただきます代表的な団体といたしましては、東村山市、昭島市、青梅市、文京区などを参考とさせていただきます。

次に、2点目の協議会関連の協議会規則についてでございますけれども、現段階では、この規定は整備済みとなっております。以上でございます。

○8番（奥富喜一君） 交通安全協会と、交通安全とこれは生活上の安全と、多少重なる部分があるんだけど、そこらの辺のすみ分けというか、考え方はこれ重なって大丈夫なのかなというのが1つ。それから、「安協」と交通安全協会の方が言っているんですよ。名称はどうということはないんですけど、そこら辺の名称の問題、まあ先の話かもしれませんが、その区別というか、別に何か考えているのか、そこをちょっとお伺いしたい。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、本条例の制定につきましては、ここでは主に防犯関係、これを主にメインとしての制定となっております、当然、交通安全協会等々につきましても、協議会等々につきましても、先ほど議員の方から御指摘がございました協議会の中に、そのメンバーとして委員さんとして入っていただくというよ

うな、そんな形となっております、いろいろな組織の方がいろいろな方向でこの安全安心のまちを構築していくという、そういった趣旨の条例でございます。

それと名称の件でございますけれども、安全安心まちづくり協議会、これにつきましては、要するに、この制定をする条例の中で市長の附属機関として設置をする協議会でございます、その協議会の中に、例えば今お話がございました交通安全推進委員の皆さんですとか、PTAの代表の方ですとか、そういったもろもろの安全安心を担っていただける各種団体の方が、この協議会の構成員となつていただくというようなそんな位置づけでございます。以上でございます。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第16、議案第15号、福生市と青梅市との間における青梅、羽村、福生地区都市下水路維持管理業務の事務の委託の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 小峯勝君登壇）

○都市建設部長（小峯勝君） 御指名をいただきましたので、議案第15号、福生市と青梅市との間における青梅、羽村、福生地区都市下水路維持管理業務の事務の委託の廃止につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明させていただきます。例規集は2389ページでございます。青梅、羽村、福生地区都市下水路組合が平成14年3月31日に解散したことに伴い、行政区域ごとへ財産処分をした青梅、羽村、福生地区都市下水路の維持管理に関する事務について、効率的な運用を図るため、平成14年4月から地方自治法第252条の14に基づき、青梅と事務委託に関する規約を制定いたしております。羽村市におきましても、同様に青梅市と事務委託をしております。

この都市下水路施設でございますが、平成17年度から青梅市及び羽村市分の廃墟部分の撤去埋戻工事を実施し、平成20年度で完了する予定でございます。このことによりまして、最下流であります、かに坂公園の都市下水路のはけ口には青梅市、羽村市からの雨水の流入がなくなり、福生市単独の雨水のみが排出されることとなります。今後、この下水路施設は福生市公共下水道加美九号幹線と位置づけ、市内の重要な幹線として維持管理を行うことが可能となりますことから、平成21年3月31日をもって地方自治法第252条14第3項の規定に基づき、青梅市との事務委託を廃止しようとするものでございます。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。



これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第15号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第17、議案第16号、平成20年度福生市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(企画財政部長 田中益雄君登壇)

○企画財政部長(田中益雄君) 御指名をいただきまして、議案第16号、平成20年度福生市一般会計補正予算(第4号)につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

今回、一般会計補正予算第4号として提案申し上げましたのは、定額給付金及び子育て応援特別手当の支給につきましては国の2次補正に伴うもので、なるべく速やかに事務を進め支給を早めてまいりたいことから、また、拝島駅自由通路整備事業につきましては、昭島市側の拝島駅南口の用地買収の遅れによりまして、平成21年度に事業を延長することに伴い、3月中に協定変更の手続きを進める時間をいただきたいことから本会議での即決をお願いいたしたく、第4号として独立させ、補正予算を編成させていただいております。

それでは、補正予算書に基づきましてその内容を説明させていただきます。なお、それぞれの事業内容につきまして、本会議初日の本会議資料を御配付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。(3月3日配付の本会議資料参照)

恐れ入りますが、予算書の1ページをお開き願いたいと存じます。まず総則でございますが、第1条で既決予算の総額に歳入歳出それぞれ7億530万8000円を追加いたしまして、歳入、歳出予算の総額を217億3710万円と定めようとするものでございます。次の第2項におきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることといたしております。次の第2条の繰越明許費につきましては、後

ほど第2表繰越明許費のところで、第3条の債務負担行為の補正につきましても、後ほど第3表債務負担行為補正のところで、また、第4条の地方債の補正につきましても、後ほど第4表地方債補正のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

まず歳入でございますが、恐れ入りますが12ページ、13ページをお願いいたします。第14款国庫支出金第2項国庫補助金は、8億4430万8000円の追加でございます。内容といたしまして、第2目民生費国庫補助金は、国の2次補正に伴います子育て応援特別手当交付金2880万円と事務取扱交付金162万円の追加でございます。補助率は10分の10でございます。次の第3目土木費国庫補助金は、拝島駅自由通路整備事業に対する道路交通環境改善促進事業補助金1億3500万円の減額でございます。これは、事業の遅れに伴いまして平成21年度に事業を延伸するものでございまして、翌年度実施予定の事業費に対する補助金額について減額いたそうとするもので、補助率は2分の1でございます。次の第8目商工費国庫補助金は、定額給付金給付事業費補助金9億826万8000円並びに事務費補助金4062万円の追加で、補助率は10分の10でございます。次に、第15款都支出金第2項都補助金は、7400万円の減額でございます。これは、国庫支出金の土木費国庫補助金と同じく、拝島駅自由通路整備事業の事業費の減額に伴うものでございまして、市町村総合交付金7400万円の減額でございます。次の第21款市債第1項市債は、6500万円の減額でございます。これも、拝島駅自由通路整備事業費の減額に伴うもので、拝島駅自由通路整備事業債6500万円の減額でございます。以上が歳入の補正内容でございます。

続きまして、恐れ入りますが14ページ、15ページをお願いいたします。歳出について説明申し上げます。第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費は、3042万円の追加でございます。子育て応援特別手当支給事業でございまして、概要につきましては本会議資料平成20年度福生市一般会計補正予算(第4号)資料の1ページ、2ページにございますので、御参照いただきたいと思います。(3月3日配付の本会議資料参照)

補正予算書15ページの説明欄14子育て応援特別手当支給事業費で、職員手当等35万円は、職員の超過勤務100時間ほどを見込んだところでございます。印刷製本費2万円は返信用封筒の印刷代でございます。通信運搬費35万2000円は申請書の発送、返信及び決定通知書の発送に要する郵便料金でございます。手数料2万7000円は受給者の金融機関口座への振込手数料でございます。電算委託料37万5000円は、申請書及び決定通知書の作成委託でございます。業務委託料42万6000円は、電算システムのデータ入力などの委託で2名、2週間分を見込んだところでございます。子育て応援特別手当2880万円は1人当たり3万6000円で、支給対象者は800人を見込んでおります。なお後ほど繰越明許費で説明いたしますが、一部につきましては平成20年度中に執行し、その残りにつきましては21年度に繰り越しいたそうとするものでございます。恐れ入りますが16、17ページをお願い

いたします。次に第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費は、9億4888万8000円の追加でございます。定額給付金支給事業でございますが、概要につきましては本会議資料3ページ、4ページでございます。補正予算書17ページの説明欄3定額給付金給付事業費で、職員手当等105万円は職員の超過勤務300時間ほどを見込んでおります。印刷製本費44万6000円は、記入要領及び返信用封筒の印刷代でございます。通信運搬費1379万3000円は、申請書の発送、返信及び決定通知書の発送に要する郵便料金でございます。手数料118万7000円は受給者の金融機関口座への振込手数料でございます。電算委託料970万2000円は定額給付金及び子育て応援特別手当を合わせたシステム作成委託、並びに定額給付金の申請書及び決定通知書等の作成委託でございます。業務委託料1403万6000円は定額給付金及び子育て応援特別手当の電話受付並びに定額給付金のデータ入力などの委託でございますが、6月までの3カ月半、5名から10名を見込んだところでございます。整理棚等借上料16万3000円は、書類ストッカーの4台、7カ月分の借上料でございます。電話機等借上料4万6000円は電話機4カ月分の借上料、複写機等借上料6万円は複写機4カ月の借上料でございます。定額給付金9億826万8000円は、住民登録・外国人登録を合わせまして約6万1000人、18歳以下を1万200人程度、65歳以上1万1900人程度を見込んでおります。また、子育て応援特別手当と同じく、一部を平成20年度中に執行し、その残りにつきまして平成21年度に繰り越そうとするものでございます。

恐れ入りますが18、19ページをお願いいたします。次に、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目道路新設改良費は、2億7613万2000円の減額でございます。拝島駅自由通路整備事業でございますが、恐れ入りますが、本会議資料の5ページをごらんいただきたいと存じます。建物A及びBにかかわります用地買収交渉が難航し、①のエレベーター位置を変更するための設計変更並びに、これに伴う建築確認変更手続等に時間を要し事業におくれが生じ、事業の一部を21年度に延伸することとなったものでございます。予算書にお戻りいただきまして、備考欄3拝島駅自由通路整備事業費は、工事委託料、2億7613万2000円の減額でございます。事業のおくれに伴いまして、平成21年度に事業を延伸するものでございます。後ほど債務負担行為で説明いたしますが、本年度に実施できなかった部分につきまして減額いたしまして、同じ額を平成21年度に実施いたそうとするものでございます。恐れ入りますが20、21ページをお願いいたします。第13款予備費213万2000円の追加は、財源調整によるものでございます。

続きまして、恐れ入りますがお戻りいただきまして4ページ、5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費につきまして説明申し上げます。繰越明許費は歳出の民生費と商工費のところそれぞれ説明をさせていただきましたが、まず、第3款民生費、第2項児童福祉の子育て応援特別手当支給事業は、平成20年度に職員手当等、消耗品費、あるいは印刷製本費、通信運搬費の一部を執行いたしまして、残り2997万円につきまして繰越明許費を設定いたそうとするものでございます。第7款商工費、

第1項商工費の定額給付金給付事業は、同じく平成20年度に職員手当等、消耗品あるいは印刷製本・通信運搬費の一部を執行いたしまして、残りの9億3921万5000円につきまして繰越明許費を設定いたそうとするものでございます。

次に第3表、債務負担行為補正につきまして説明申し上げます。歳出のところでも説明いたしましたが、拝島駅自由通路整備事業は昭島市側の用地買収のおくれに伴いまして、平成21年度に工期の延長をいたそうとするものでございます。繰越明許費としないことにつきましては、繰り越しをする事業の財源といたしまして東京都補助金の市町村総合交付金及び市債は東京都の区市町村振興基金を充当しておりますが、東京都は一部を除きまして繰越明許を行わないため、一たん歳入歳出ともに減額し、同額を21年度に計上する必要がございますことから、債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、第4表地方債補正につきまして、説明申し上げます。歳入の市債のところでも説明させていただきましたが、拝島駅自由通路整備事業債は事業の減額に伴い6500万円を減額いたしまして、限度額を1億2200万円から5700万円に変更いたそうとするものでございます。なお起債の方法、利率償還の方法は補正前と同様でございます。

以上、議案第16号、平成20年度福生市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださるようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 午後3時20分まで休憩といたします。

午後3時3分 休憩

~~~~~

午後3時20分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

○5番（乙津豊彦君） 定額給付金の事務手続についてちょっとお尋ねしたいんですが、申請方法に郵送及び窓口での申請とございまして、本人確認できる書類を添付とございますが、具体的にどのような書類が必要でしょうか。

○生活環境部長（森田秀司君） 本人確認の書類でございまして、通常免許証ですとか、健康保険証等が考えられるところでございます。以上でございます。

○5番（乙津豊彦君） わかりました。これは、コピーをつける必要があると思うんですが、1点は、これらの書類をお持ちでないような世帯主がないかという心配と、それから、免許証を添付する場合に、私の免許証、たまたま古いもので本籍が入っています。個人情報保護条例によりまして、たしか本籍は保管してはならないということになっていると思うんですが、これは、出てきてしまうものだから、市は受け取るという解釈でよろしいんでしょうか。

○生活環境部長（森田秀司君） 本籍の関係でございまして、御本人の方にコピーをと

っていただいて、郵送の場合は返信用封筒に入れていただきますので、御本人の判断で出していただいて、それをこの間の個人情報審査会においては、うちの方で、基本4条項ですか、それについては周知をいたしますということは、お話をさせていただいております。以上でございます。

○5番(乙津豊彦君) ありがとうございます。審議会でお諮りということで、安心をいたしました。定額給付金に関しましてはふるさと納税をぜひ、というお話をよく聞くんですが、市内の方がふるさと納税をされた場合にですね、これ、年収によるんですけれども、翌年度の住民税が減税されるということで、もしもその1家族分ふるさと納税した場合に、実際には、例えば2人分2万4000円納税した場合ですね。翌年度、どの程度、今度は減っちゃうんでしょうか。

○市民部長(野島保代君) ふるさと納税、あの、地方自治体に対する寄附金ということになります。2万4000円というお話をいただきましたが、基本的に5000円を超える部分、つまり1万9000円に対して、福生市であれば福生市市税、そしてその他にも所得税、そして都民税のこの3つに分散されて、その1万9000円が還付されると。ただ、所得税についてはさきに納税しておりますから還付という形になります。市町村民税は翌年課税ということで課税という形になりますから、当初の金額の算定税額からその部分が引かれたものが課税されると、そういうようなシステムになります。基本的にどの程度の割合、総務省の方の算定ですと、大体市町村民税の所得割の1割程度ですと、ほぼ、その5000円を超過した部分が戻ってくるというような算定のようになっておりますが、それぞれの個々の税額等がございますので、一応そのような目安があるということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○20番(小野沢久君) 一つは、定額給付金の関係で住民基本台帳に記載されていないともらえないということなんだろうけれども、福生には、相当数の方が、多摩川で暮らしているような方がいるんですけれども、そういう方が仮に申請に来た場合はどのような形になりますか。若干、国の方はそういう面ではもう少し幅があるのかなという気がするんですけども、その辺の対応をどうするのが1点。

もう1点が拝島駅の関係なんですけど、なかなか交渉事だから簡単には進まないと思うんですが、昭島でやっていただく交渉事ですね、一応21年7月には立川寄りの階段を除いて完成をするわけですね。それで、そのための債務負担行為が2億7600万円を、ここで予算上やるわけなんですけれども、その先の見通しがどうなのか。

それと、この7月の時点で先が見えないと思うのです、そのとき、幾ら残るのかというのはね。当初は全部、この南口の東側に降りる階段もセットの金額ですから、それができないで終わっちゃうわけだから。終わっちゃうっていう言い方が正しいかどうか分からない、中断をするわけですから。中断をした後新たに始めるとすると、大変なまた、費用がかかるわけですよ、継続工事と違って。JRにお任せしているわけだから、エレベーターが終わったらもう残りがなかったよということになると、随分心配をするんですけれども、その辺の、この7月の時点で締めた段階で、どのく

らの費用が残っているのか、それをお尋ねしておきたい。以上2点です。

○生活環境部長（森田秀司君） 定額給付金の関係でございます。基準日の平成21年2月1日現在、住民登録が抹消されている方につきましては、附票等で確認はできますけど、全然どこにも登録がされていない方については、その時点で新たに住民登録をしていただければ。その場合、福生に住んでいたということで登録をしていただければ、該当にはなってまいります。以上でございます。

○都市建設部長（小峯勝君） 拝島駅自由通路事業の関係で御質問でございますが、この事業につきましては熊川・松原線改良事業促進協議会が中心となりまして、両市で協力して、全力で取り組んでいるわけでございますが、どうしてもその用地買収、議員御指摘のように相手のあることで、その用地取得に長い時間がかかるようでしたら、また、協議会にお諮りして御相談申し上げて、決めていくこととなります。

そこで、その階段が残った場合ということで、当然この金額の中には階段の費用も含まれてございますので、現段階では、21年度にこの工事ができるようにということで引き続きその最大の努力を昭島の方はすると言っていますので、それに、何とか、願いますということになるかと思えます。したがって、この7月の段階で、今回JR（東日本旅客鉄道）が示しております工事が終わりますと、その階段も含めてその他の清算という形になりますので、そうしますと、現在残っているお金がはっきりしてきますので、またその段階で、御相談させていただくような形になるかと思えます。以上でございます。

○20番（小野沢久君） 前段の方はそうしますと、これからでも、川から来て住民登録手続をすれば、もらえるということでもよろしいですね。わかりました。

それから、拝島駅の方なんですがね。継続事業と新規事業というのは、まあ、相当違うことになっちゃうと思うんだよね。だから、それは、昭島市がどれだけこれから交渉をしていくかということにかかってくるんでしょうけれども、なかなか、いままでの経過を見ますと、簡単には次の工事が始まる状況にはならないと思えますんで、どうすればいいのかね、やっぱり経費を削減するには、早めの交渉事しかないと思うんですけども、ぜひそこはね、これで今答えるといってもなかなか難しいことでもありますので、ぜひ、昭島市の方に、その旨よく伝えていただいて、積極的な交渉をしていただく旨お願いいたします。

○10番（高橋章夫君） 定額給付金のことでもちょっとお聞きしたいんですけど、詐欺対策、そういう振込だとか、それと福生市じゃありませんけれども、身分証明書みたいなものをちらつかせて、いかにも行政から来たよというふうな、また例えば、よく福生市の腕章つけて家庭に入っていきますけれども、そういう部分の対策はこれから考えるのか、今現在、何かほかに対策的なものを持っているのかお聞きしたいなと思えます。

○生活環境部長（森田秀司君） 定額給付金に関します、今言われましたような詐欺の関係でございますが、広報活動に努めてまいりたいというふうに考えております。定額給付金の申請書等にも気を付けるようにというふうな、広報活動もしていきたい

というふうに考えております。そのほか、特にこちらの方からお宅を訪ねてどうのこうのというのはありませんし、電話での口座の確認というような行為もする予定はございませんので、以上でございます。

○10番（高橋章夫君）　そうですね、きのうもテレビでやっていましたけれども、こちらからは一切電話をしないという、そういうことを申し合わせしてあると、市民全体がそれで確認できるという。かといってまた、体の不都合な方が足がちょっと具合悪いとかという状況の中で、行政に出られなくて電話で問い合わせをしたいんだけどといっても、なかなかそのへんのところのコミュニケーションがとれなくて、行政の方もそれが多くなったときには困るななんていう山奥の方の話でしてありましたけれども、そういうところにやはり十分な配慮をしていただきたいなど、こんなふうにしております。それと、やはり啓発運動も、これから少し時間があるようですから、お願いできればありがたいなと思うんですけども、ぜひ、被害がないようにそれはお願いしたいなと思います。以上です。

○議長（原島貞夫君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

この際、討論の申し出がありますので、これより討論を行います。

賛成者、17番青海俊伯君。

（17番 青海俊伯君登壇）

○17番（青海俊伯君）　御指名をいただきましたので市議会公明党を代表して、議案第16号、平成20年度福生市一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論をいたします。

この補正予算（第4号）は、定額給付金及び子育て応援特別手当、さらに拝島駅自由通路整備事業の補正がその内容となっております。特に、公明党が景気対策とともに生活者支援として打ち出した定額給付金がいよいよ支給される運びとなりました。御承知のとおり、定額給付金は国民の一人一人に1万2000円、18歳以下の子供さんと65歳以上の御高齢の皆様には8000円加算して2万円が支給され、御夫婦と子供2人の世帯で6万4000円、高齢者二人世帯で4万円が支給されるものであります。

その目的は二つあります。一つは所得が伸びない中で、特に生活関連の物価高のあおりを受けている生活を支援すること。もう一つは定額給付金をきっかけに個人消費を喚起し、景気を下支えしていくこととあります。定額給付金は、もともと公明党が主張した定額減税から出発をいたしました。減税だけでは所得税を納めていない低

所得の方々には、対象外となってしまい、全く恩恵を受けないこととなります。そこで、最終的に減税の恩恵を受けない課税最低限以下の方も給付の対象として、公平に行き渡らせることができるように定額給付金としたものであります。

国政レベルでは意識的な非難中傷に明け暮れ、政局の材料に利用されたり、一部マスコミも偏った報道に終始してばらまき批判を繰り返してきましたが、総額75兆円規模の景気対策を盛り込んだ国の第1次、第2次補正、さらに、2009年度予算税制改正を3段ロケットとして取り組んでまいりました。国の第2次補正予算可決後関連法案の可決成立により、福生市においてもこの補正予算（第4号）において、市民が待ちに待った定額給付金及び子育て応援特別手当が支給されるわけであり、定額給付金として市民の皆様にお渡しするお金は国民の皆様からいただいた税金の一部であり、それを国民の皆様に戻すのですから、定額給付金は還付金であり給付つき定額減税そのものであります。ですから、しっかりと受け取っていただき生活の支えとして使っていただきたい。さらにいうならば、地域経済の活性化につなげていただきたいとの思いを込めまして、賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 次に、賛成者、8番奥富喜一君。

（8番 奥富喜一君登壇）

○8番（奥富喜一君） 議案第16号、平成20年度福生市一般会計補正予算（第4号）について、日本共産党として賛成討論を行います。

厚生労働省調査でも、いわゆる派遣切りなどで昨年10月以降に職を失った非正規労働者が、3月までの予定を含め15万7806人に上ることが明らかになっています。派遣や請負の業界が予測する、年度末に40万人が仕事を失う見通しにも近づいており深刻さは明らかです。こうした中、自民、公明の与党は、4日の衆議院本会議で、2008年度第2次補正予算関連法案の一つで定額給付金の財源を確保するための財源特例法案を、3分の2の賛成多数で再議決し同法は成立をいたしました。同法案は、財政投融资特別会計の積立金や剰余金を定額給付金の財源に充てるというものです。国民の7割から8割の方が反対を表明しているように、政権与党の総選挙対策、選挙目当ての党略なく、公費ばらまきによる選挙買収だと批判され、また、消費税増税とセットで施策化が検討された経緯もあります。

日本共産党が、国民の税金を2兆円も使うのに、福生市だけでも約9億5000万円も使うのに、経済効果はほとんど期待できない。生活支援というなら、職を失った失業者や低所得者、年金生活者、社会福祉の改善などの支援に集中して回すべきだと主張してきたのは当然の立場です。しかし、国会で予算と関連財源法が4日に成立しましたので、国民一人一人に定額給付金を受け取る権利が生じています。その権利行使するかどうかは国民の意思にゆだねられるべきもので、地方自治体が、その選択権を奪うべきではありません。

したがって、住民の権利も奪わず、支給の事務の遂行も妨げない立場から、賛成の態度をとるものです。合わせて、子育て応援や多くの市民が早期完成を望んでいる拝島駅自由通路整備事業費が含まれていますので、賛成するものです。消費税増税反対



や雇用対策や、中小零細業者への支援、社会保障の充実などを政府国会への意見書や決議が採択されるよう力を尽くすことを表明し、平成20年度福生市一般会計補正予算（第4号）の賛成討論といたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で討論を終わります。

これより議案第16号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第18、議案第17号、平成20年度福生市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 田中益雄君登壇）

○企画財政部長（田中益雄君） 御指名をいただきまして、議案第17号、平成20年度福生市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

今回の補正予算第5号につきましては、年度末を迎えまして、歳入歳出ともに事業費の精査等により額が確定したことに伴うものが多くなっておりますが、このほかの主なものといたしまして、国の補正予算に伴う地域活性化生活対策臨時交付金を活用しての地上デジタル放送移行対策事業費の追加、国民健康保険特別会計繰出金で繰り上げ充用に伴う繰出金の追加と、財源留保のために積み立てしておりました財政調整基金繰り入れなどが主なものとなっております。

それでは、補正予算書に基づきましてその内容を説明させていただきます。恐れ入りますが予算書の1ページをお開き願いたいと存じます。まず総則でございますが、第1条で既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2502万8000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を218億6212万8000円と定めようとするものでございます。次の第2項におきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によることといたしております。

次の、第2条の繰越明許費の補正につきましては、後ほど第2表繰越明許費補正のところで説明をさせていただきます。

また、第3条の債務負担行為の補正につきましても後ほど、第3表債務負担行為補正のところで説明をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

それでは内容でございますが、恐れ入りますが2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正につきまして説明申し上げます。まず歳入でございますが、第3款利子割交付金から第7款の自動車取得税交付金までの補正につきましては、東京

都からの情報に基づきそれぞれ計上をさせていただいております。都税収入の減少に伴うもので、これらを合わせますと1億2613万9000円の減額でございます。

第13款使用料及び手数料につきましては、944万9000円の減額でございます。電力会社、ガス会社等からの減免申請に基づく道路占用料744万9000円の減額と、利用者見込み数の減などに伴う体育館使用料の200万円の減額でございます。

次に、第14款国庫支出金は5872万2000円の追加でございます。このうち、第1項国庫負担金は161万3000円の減額で、内容といたしまして、衛生費国庫負担金で保健事業費負担金が都支出金、都補助金の健康増進事業補助金に統合となりまして、組み替えに伴う減額でございます。第2項国庫補助金は6033万5000円の追加でございます。内容といたしまして、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金515万5000円の追加は、国の第1次補正予算に伴うもので都市計画道路やなぎ通り整備事業に充当いたそうとするものでございます。また、地域活性化生活対策臨時交付金5485万5000円の追加は、4485万5000円の歳出の総務費、教育費の小学校及び中学校費の地上デジタル放送移行対策事業に充当いたし、残りの1000万円につきましてはふるさと人づくりまちづくり基金に一たん積み立てし、平成21年度事業に取り崩して充当いたそうとするものでございます。それから、第一中学校防音機能復旧事業補助金797万9000円の減額は契約差均等による減額、特定施設防衛施設周辺整備調整交付金が額の確定に伴う830万4000円の追加でございます。

次の第15款都支出金は7417万5000円の追加で、このうち、第1項都負担金は161万3000円の減額でございます。内容といたしまして、先ほどの国庫負担金で説明いたしました保健事業費負担金と同様で、都補助金の健康増進事業補助金への統合に伴う減額でございます。第2項都補助金は7578万8000円の追加でございます。内容といたしまして市町村総合交付金は、先ほど補正第4号で拝島駅自由通路整備事業に充当いたしておりました7400万円を減額いたしました。福生病院建設費負担金の一部に充当が見込まれますことから、同額の7400万円の追加でございます。認知症高齢者グループホーム防火対策緊急整備事業費補助金は、国によるグループホームに設置するスプリンクラーの規格制定の遅れから、年度内に設置することができなくなったことに伴う減額、健康増進事業補助金は国及び都の保健事業費負担金を統合組み替えによる追加でございます。

第16款財産収入は基金の運用益の増加に伴う積立金利子138万2000円の追加でございます。

第17款寄附金は、匿名の方からの育英資金運営費寄附金20万円の追加でございます。

続きまして、第18款繰入金第2項基金繰入金は1億1190万円の増額でございます。内容といたしまして、庁舎建設基金繰入金が需用費の減額に伴う400万円の減額、再編交付金事業基金繰入金が特定健康審査等追加項目健診委託料の減額に伴う

610万円の減額、それに、財政調整基金繰入金は1億2000万円の追加となっております。財政調整基金繰入金につきましては、9月補正におきまして今後の財政需要に備えるため、財政調整基金へ1億3800万円の積み立てを行いました。今回、財源調整のため1億2000万円を繰り入れたいとするものでございます。また、中小企業振興資金融資一時補てん基金繰入金200万円の追加は、平成21年度からの中小企業振興資金融資制度において、すべての融資資金に対し東京信用保証協会等の補償を義務づけたそうとするもので、市が一時的に補てんする必要がなくなりましたことから、平成20年度いっぱい基金の廃止をすることによるものでございます。

第20款諸収入は1423万7000円で、内容といたしまして資源売払収入で平成20年秋ごろまでの新聞、雑誌等の単価の増加に伴うものでございます。以上が歳入の補正内容でございます。

続きまして、3ページの歳出につきまして説明申し上げます。まず、今回の補正では職員人件費について全般にわたり所要の減額補正を行っております。一般会計全体で2728万2000円の減額をいたしております。このうち、退職手当組合特別負担金は2389万円の追加で、退職手当組合特別負担金を除いた職員人件費は5117万2000円の減額となっております。この減額は給与改定の減によるもののほか人事異動、育児休業等によるもので内訳は職員給料が2232万1000円の減額、職員手当等が638万5000円の増額、共済組合負担金が1134万6000円の減額でございます。退職手当組合特別負担金の追加は、勸奨退職等3名分でございます。

それでは、款ごとに内容の説明をさせていただきます。まず、第1款議会費は給与改定、人事異動等による職員人件費の減額でございます。

第2款総務費は610万円の減額で、このうち第1項の総務管理費は681万6000円の増額でございます。内容といたしまして、職員人件費が退職手当組合特別負担金の追加と給与改定、人事異動、育児休業等による減額との相殺による661万9000円の追加、庁舎等改良及び管理費で庁舎の芝生管理を職員が行うことに伴います緑地管理委託料45万3000円の皆減、また、新庁舎建設事業費では情報コーナー、多目的スペースの備品購入費の精査等による400万円の減額でございます。人事管理費では、産休代替等育児休業パートタイマー賃金の精査に伴う減額でございます。また、地上デジタル放送移行対策事業費1065万の追加は、国の地域活性化生活対策臨時交付金を充当いたしまして35施設、59台のテレビ及びアンテナ等の改修に伴うものでございまして、全額を繰越明許いたそうとするものでございます。第2項の徴税费、第3項の戸籍住民基本台帳費は、給与改定、人事異動、育児休業等による職員人件費の減額でございます。第4項の選挙費は選挙管理システムの額の確定に伴う減額でございます。

次に、第3款民生費は1億3579万円の追加で、このうち第1項社会福祉費は1億3719万8000円の追加でございます。内容といたしましては、国民健康保険

特別会計繰出金で、その他繰出金が保険給付費等の増などに伴う1億3859万8000円の追加でございます、この額は19年度決算の繰上充用相当額でございます。また、歳入でも説明いたしました、認知症高齢者グループホーム防火対策緊急整備事業補助金が施設に設置するスプリンクラーの規格制定の遅れから、年度内に設置することができなくなったことに伴う140万円の減額でございます。第2項児童福祉費は140万8000円の減額でございます。内容といたしまして、子ども家庭支援センター施設改良及び管理費で、21年1月に健康センターへの移転を見込んでおりましたが工事に伴う関係機関との調整に時間を要しましたことから、平成21年3月末の移転となりましたことに伴う光熱水費などの維持管理費の減額でございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費は4037万6000円の減額で、内容といたしましては福生病院組合建設費負担金が需用費の精査等に伴う3555万8000円の減額、特定健康審査等追加項目検診委託料が受診者等の額の確定に伴う481万8000円の減額でございます。

第6款農林水産業費、第7款商工費及び第8款土木費は給与改定、人事異動等に伴う職員人件費の減額でございます。

次に、第10款教育費は3546万8000円の増額でございます。このうち、第1項教育総務費は基金利子の増に伴う学校施設等整備基金積立金75万1000円の追加でございます。第2項小学校費は2984万2000円の追加で、内容といたしまして地上デジタル放送移行対策事業費で国の地域活性化生活対策臨時交付金を充当いたしまして、第四小学校、第五小学校、第七小学校の73台のテレビ及びアンテナなどの改修に伴うものでございまして、全額を繰越明許いたそうとするものでございます。

第3款中学校費は1491万8000円の追加でございます。内容といたしまして第一中学校屋上防水改良事業費などの減額でございまして、また、小学校費と同様地上デジタル放送移行対策事業で第二中学校、第三中学校の62台のテレビ及びアンテナなどの改修に伴うものでございます。同じく全額を繰越明許いたそうとするものでございます。第5項社会教育費、第6項保健体育費は給与改定、人事異動等に伴う職員人件費の減額でございます。

次に、第12款諸支出金は積立金利子の増に伴う都市施設整備基金積立金及び再編交付金事業基金積立金の追加、また、ふるさと人づくりまちづくり基金積立金は国の地域活性化生活対策臨時交付金のうち1000万円を積み立てし、平成21年度の事業に充当いたそうとするものでございます。

第13款予備費108万7000円の追加は財源調整によるものでございます。

以上が一般会計の補正内容でございます、補正額の合計1億2502万8000円の増額によりまして、総額218億6212万8000円といたそうとするものでございます。

続きまして、恐れ入りますが次のページ4ページ、5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正につきまして説明を申し上げます。今回の繰越明許費補正は

歳出の総務費と教育費のところそれぞれ説明をさせていただきましたが、いずれも国の地域活性化生活対策臨時交付金を活用するもので、第2款総務費、第1項総務管理費の地上デジタル放送移行対策事業費は1065万円の、次の第10款教育費第2項小学校費の地上デジタル放送移行対策事業につきましてもは2984万2000円の、次の第10款教育費第3項中学校費の地上デジタル放送移行対策事業につきましても、2499万6000円の繰越明許費を設定いたそうとするものでございます。この三つの事業につきましてもは、平成20年度の国の第2次補正予算にも伴うものでございまして、交付金の有効活用を図るため平成21年度事業を前倒しいたしまして、繰越明許費として翌年度に繰り越し、事業を実施しようとするものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正につきましても説明申し上げます。今回の債務負担行為補正は変更でございまして、指定袋製造等委託21年度分の限度額の変更は、平成21年度の指定袋製造等委託の契約が済みしたことから限度額を3170万円から1857万5000円に変更いたそうとするものでございます。また、昼食業務委託の限度額の変更は、平成21年度から23年度までの3カ年間の昼食業務委託の契約が済みしたことから、限度額を1億2570万円から1億1212万8000円に変更いたそうとするものでございます。

以上、議案第17号、平成20年度福生市一般会計補正予算（第5号）につきましても提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、総務文教、建設環境、市民厚生 of 3常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第19、議案第18号、平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 野島保代君登壇）

○市民部長（野島保代君） 御指名をいただきましたので、議案第18号、平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましても提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

今回の補正予算でございしますが、歳入では療養給付費の増額による国庫負担金の療養給付費等負担金の追加、退職者医療制度にかかわる療養給付費等交付金の減額、前期高齢者交付金の減額及び一般会計からの繰入金の追加が主な補正でございまして、歳出につきましてもは、一般被保険者療養給付費の増額が主なものとなっております。

それでは、補正予算の内容について説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の67ページをお開き願います。補正予算（第3号）の総則でございますが、第一条歳入歳出予算の補正で第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8720万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億8847万1000円と定めようとするもので、第2項は補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。続きまして、補正予算書の68ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入の第2款国庫支出金第1項国庫負担金6965万5000円の追加は、一般被保険者療養給付費の増に伴う療養給付費等負担金の医療給付費分が増額となったものでございます。第3款第1項療養給付費等交付金2623万4000円の減額は、退職者医療制度にかかる被保険者の対象者数の減によるものでございます。第4款第1項前期高齢者交付金9481万円の減額は、当初予算編成時に東京都国民健康保険連合会から示された金額に基づき予算計上させていただきましたが、今回、国保連合会において1人平均前期高齢者給付費見積額が減額されたことによるものでございます。第7款繰入金第1項他会計繰入金1億3859万8000円の追加は、平成19年度国民健康保険特別会計の決算における平成20年度特別会計からの繰上充用相当額を一般会計から繰り入れたいとするものでございます。以上、歳入合計といたしまして8720万9000円の追加をお願いいたしまして、歳入総額を63億8847万1000円といたそうとするものでございます。

続きまして、69ページを御覧ください。歳出について説明申し上げます。第2款保険給付費第1項療養諸費につきましては一般被保険者療養給付費の伸びが予想されるため、8382万5000円の追加をお願いするものでございます。第11款予備費338万4000円の追加は財源調整によるものでございます。

以上、歳出合計といたしまして、8720万9000円の追加をお願いいたしまして、歳出総額を63億8847万1000円といたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第20、議案第19号、平成20年度福生市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（福祉部長 星野恭一郎君登壇）

○福祉部長（星野恭一郎君） 御指名をいただきまして、議案第19号、平成20年

度福生市介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

今回の補正につきましては、先ほど、議案第12号福生市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について提案申し上げましたが、国の介護従事者処遇改善臨時特例交付金を財源とする同基金への積み立てに伴う予算措置をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の内容につきまして説明申し上げます。補正予算書の87ページをお開きいただきたいと存じます。最初に総則でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3452万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8697万円と定めようとするものでございます。

次に、88ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。まず歳入でございますが、第2款国庫支出金第2項国庫補助金で3452万5000円の追加でございます。これは、平成21年度の介護報酬の改定に伴う介護保険料上昇の抑制措置の財源として国から交付されます介護従事者処遇改善臨時特例交付金の追加でございます。この内訳といたしまして、平成21年度から23年度までの介護保険料軽減分が3216万6000円、軽減措置を市民等に広報啓発するなどの事務的経費分が235万9000円となっております。この補正額により、歳入総額は28億8697万円となるものでございます。次に予算書の89ページ、歳出でございます。第5款基金積立金では3452万5000円の追加でございますが、これは歳入による国の特例交付金を、介護従事者処遇改善臨時特例基金へ積み立てるものでございます。この補正額によりまして、歳出総額は28億8697万円となるものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第21、議案第20号、平成20年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 小峯勝君登壇）

○都市建設部長（小峯勝君） 御指名をいただきましたので、議案第20号、平成20年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入では下水道使用料の追加、歳入歳出の事業の精査、あるいは確定等によります減額補正が主な内容でございます。また、あわせま

して地方債の変更をお願いしようとするものでございます。それでは、補正予算書の内容につきまして御説明させていただきます。恐れ入りますが、補正予算書の103ページをお開きいただきたいと思います。総則でございますが、第1条は歳入歳出予算の補正でございます。第1項で既決予算に歳入歳出それぞれ3845万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6923万5000円と定めようとするものでございます。次の第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることといたしております。次に、第2条の地方債の補正につきましては、後ほど第2表地方債補正のところで御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが104、105ページをお開きいただきたいと思います。第1表歳入歳出補正予算につきまして、説明申し上げます。まず歳入でございますが、第2款使用料及び手数料第1項使用料は1000万円の追加で基地汚水量の増加に伴います追加でございます。次に、第7款諸収入第3項雑入は204万1000円の追加で、前年度の決算に基づく消費税還付金が確定したことにより追加するものでございます。次に、第8款市債第1項市債で5050万円の減額は公共下水道債で、歳出関係事業費の確定及び確定見込みによります減額と流域下水道事業債で建設負担金の実績の確定によります減額によるものでございます。以上、歳入の補正額は3845万9000円の減額で、歳入総額は15億6923万5000円といたそうとするものでございます。

次に歳出でございますが、第1款総務費第1項総務管理費で378万2000円の減額は、企業会計等の精査によります職員人件費の減額でございます。第2款事業費第1項下水道整備費で2897万6000円の減額は、事業費の確定及び確定見込みによります減額でございます。内容といたしましては、入札差金等による昭島市残堀2号幹線築造工事負担金の減額、また多摩川上流流域下水道建設事業負担金は、事業費の確定及び前年度の精算等によります減額をいたそうとするものでございます。次に、第4款予備費第1項予備費は570万1000円の減額で財源調整によるものでございます。以上、歳出の補正額は3845万9000円の減額で歳出総額は15億6923万5000円といたそうとするものでございます。恐れ入りますが106、107ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債補正につきまして説明申し上げます。今回の地方債補正につきましては変更でございます。起債対象事業費の変更により公共下水道事業債における限度額8040万円を3900万円に、また、流域下水道事業債においては限度額を2860万円を1950万円に変更しようとするものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。以上、議案第20号の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定下さいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）以上で提案理由の説明は終わりました。



これより本案に対する質疑を行います。

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、建設環境委員会に付託いたします。

午後4時25分まで休憩いたします。

午後4時15分 休憩

~~~~~

午後4時25分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後5時までとなっておりますが、議事の都合上あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第22、議案第21号、平成21年度福生市一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（副市長 坂本昭君登壇）

○副市長（坂本昭君） 御指名をいただきましたので、議案第21号、平成21年度福生市一般会計予算につきまして御説明を申し上げます。

平成21年度予算につきましては、加藤市長の最初の予算編成でありまして、基本計画、実施計画等を踏まえ「五つの元気」の実現を可能な限り目指し、編成をさせていただきました。御案内のとおり世界的な経済不況の中、福生市の財政状況も例外ではなく、法人市民税は、かつてないほどの減少となり、地方譲与税や交付金等も同じく大幅な減少となっております。一方、歳出では福生病院組合負担金や生活保護費などの扶助費の増加が見込まれ、例年にもまして厳しい状況となっております。

こうした状況を踏まえまして、平成21年度の予算編成は平成20年度に引き続き、五つの基本方針に基づき編成をいたしたところでございます。基本方針が、まず一つには財源の重点的効率的配分による総合計画の着実な推進、二つ目は将来の財政需要、財政負担軽減のため長期的視点に立った財政運営、三つ目が行政改革大綱推進計画に基づく財政運営の健全化、四つ目は事務事業評価を踏まえた既存事務事業の精査、五つ目といたしましては、事業効果、緊急性等を勘案した新規レベルアップ事業の予算措置でございます。この基本方針に基づきまして予算編成作業を進めました結果、財源の重点配分といたしまして20年度以前から継続しております拝島駅自由通路整備事業と福生病院組合建設費負担金に、新たに牛浜駅自由通路整備事業、福生野球場整備事業及び市営競技場整備事業を加えました五つの大規模事業費は、前年度比約6000万円の増加で9億500万円の予算を計上させていただいております。この5事

業費を除きました予算額は約194億5000万円で、前年度比約1億300万円、0.5%の増加となっております。長期的視点に立った財政運営を目指し、臨時財政対策債の借り入れ及び財政調整基金の取り崩しにつきましてはゼロといたし、「五つの元気」を初めとする新規、レベルアップ事業につきましては、事業効果等を勘案し予算計上をさせていただいております。

それでは、お手元の平成21年度福生市一般会計予算書及び当初予算資料に基づきまして、その内容の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、厚い方ですね、当初予算書の1ページ目をお開きいただきたいと存じます。総則でございますが、第1条で平成21年度福生市一般会計の歳入歳出予算の総額を、それぞれ203億5400万円と定めようとするものでございます。また、第2項におきましては、歳入歳出予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によることといたしております。第2条の債務負担行為におきましては、後ほど第2表債務負担行為のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。第3条の地方債におきましても、後ほど第3表地方債のところで説明をさせていただきます。第4条におきましては、一時借入金の借り入れの最高額を10億円と定めようとするものでございます。第5条では、歳出予算の流用におきまして給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費につきまして、各項の間で流用できることとするものでございます。

続きまして、平成21年度予算の主な内容につきまして御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、薄い方の当初予算資料の2ページをお開きいただきたいと存じます。まず歳入でございますが、市税の総額は83億7501万4000円で前年度と比較いたしますと9228万円の減額、率で1.1%の減となっております。これは主に、個人住民税の増加もございりますが、先ほど申し上げました法人市民税の減少、あるいは固定資産税の評価替えに伴います家屋分の減少などによるものでございます。

次の地方譲与税から自動車取得税交付金までにつきましては、国あるいは東京都からの情報に基づいて予算計上させていただいております。地方譲与税につきましては1億1714万4000円で、対前年度比8.1%の減となっております。

次の利子割交付金につきましては6170万1000円で対前年度比40.9%の減、次の配当割交付金につきましては2129万円で前年度比60.4%の減。

次の株式等譲渡所得割交付金につきましては829万7000円で前年度比74.9%の減。

次の地方消費税交付金につきましては6億6639万3000円で対前年度比10.8%の増。

次の自動車取得税交付金につきましては9215万円で対前年度比32.2%の減となっております。

次の国有提供施設等所在市町村助成交付金等、いわゆる基地交付金でございますが14億4975万2000円で前年度比0.6%の増、20年度実績と同額で計上さ

せていただきました。

次の地方特例交付金につきましては、1億861万3000円で対前年度比19.0%の減となっております。これは、減収補てん特例交付金などの減によるものでございます。

次の地方交付税につきましては23億2033万8000円、前年度比6.8%の増で計上させていただきました。このうち普通交付税につきましては、国の交付税予算総額が1兆円増額されたことに伴いまして、地方財政計画等を踏まえ20年度の交付実績額に対しまして2.7%増で計上させていただいております。一方、特別交付税につきましては、平成20年度の交付額が未確定でございますが、20年度予算の6.5%減で計上させていただきました。

次の交通安全対策特別交付金につきましては1422万5000円で、国予算の伸び率を参考に見込んでおります。次の第12款分担金及び負担金は2億1598万7000円で前年度比4.1%の増で計上させていただきました。これは主に、保育所入所児童保護者負担金の増によるもので、平成20年度収入見込みから積算をさせていただきました。

次の使用料及び手数料につきましては、4億2261万1000円で前年度比10.1%の減で計上させていただきました。これは主に、市民会館及び熊川福生地域体育館が指定管理者制度に移行したことに伴います市民会館使用料、体育館使用料などの減額などによるものでございます。

次の国庫支出金につきましては、28億6678万5000円で前年度比2.6%の減でございますが、これは主に、第一中学校の防音機能復旧事業補助金の減などによるものでございます。

次の都支出金につきましては、26億7070万5000円で前年度比11.9%の増でございますが、これは主に、市町村総合交付金の増などによるものでございまして、東京都予算の伸びから9300万円増の8億8800万円を見込んでおります。

次の財産収入につきましては、1940万3000円で前年度比21.7%の減でございますがこれは土地貸付収入で一時使用貸付収入の減などによるものでございます。

次の寄付金につきましては、1000円の科目存置をするものでございます。

繰入金につきましては4億6101万6000円で、都市施設整備基金繰入金8000万円の増額などによりまして前年度比18.9%の増額で7325万円の増額でございます。主な内容といたしましては、学校施設等整備基金繰入金を第二小学校の便所改良事業等に8000万円、都市施設整備基金繰入金を福生病院組合建設費負担金に対し2億7000万円、再編交付金事業基金繰入金を福祉バス運行経費等に6101万2000円を充当させていただいております。なお、財政調整基金繰入金につきましては、20年度に引き続きゼロといたしております。

次の繰越金につきましては、前年度と同額の1億円で計上させていただいております。

次の諸収入につきましては、1億747万5000円で前年度比29.3%の減でございます。これは、20年度に計上しておりました福祉センターエコライトハウス事業交付金の減、鉄アルミ等の単価の減少などに伴います資源売払収入の減額などによるものでございます。

次の市債につきましては、2億5510万円で前年度比10%の増、額で2320万円の増となっております。内容といたしましては、平成20年度以前からの継続事業といたしまして拝島駅自由通路整備事業に6500万円、田園通り幹線II-18号線改良事業に係る防衛施設周辺道路整備事業に3400万円、第2市営住宅エレベーター設置事業に8210万円を充当させていただき、平成21年度の新規事業といたしまして、福生野球場整備事業に4200万円、市営競技場整備事業に3200万円を充当させていただきたいと存じます。なお、地方交付税の不足を補てんする措置として導入されております臨時財政対策債につきましては、今の世代が負担すべき負担を後の世代に残さないよう、また、歳入に見合った予算編成を目指し、借入額はゼロといたしております。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。性質別につきまして主な内容の説明をさせていただきたいと存じますので、ただいまごらんになっていただいております御手元の当初予算資料の3ページ下の表をごらんいただきたいと存じます。

まず、人件費でございますが41億9427万円で、職員数の減、また、給与改定等によりまして職員給料は減少となっておりますが、退職手当組合負担金の増加、ふっさっ子広場事業の指導員報酬の増などによりまして、対前年度比1.1パーセントの増、予算に占める割合は20.6%となっております。

次に、物件費でございますが、31億834万円で前年度比4.6%の増、予算に占める割合は15.3%でございます。これは主に、市民会館及び熊川福生地域体育館の指定管理者制度移行に伴います指定管理委託料の増加や、妊婦健康診査委託料の増加などによるものでございます。

次の維持補修費につきましては、4762万7000円で対前年度比6.1%の減でございます。

次の扶助費につきましては、53億9918万2000円で前年度比3.4%の増、予算に占める割合は26.5%でございます。これは主に、対象者等の増加に伴います障害福祉士の生活介護サービス費の増額及び生活保護費の増額、保育単価の増加等によります保育所運営委託料の増額などによるものでございます。

次の補助費等につきましては、27億7723万1000円で前年度比2.6%の増、予算に占める割合は13.6%でございます。これは主に、西多摩衛生組合負担金の増額、また、認定こども園開設準備経費補助金の増額などによるものでございます。

次の公債費につきましては、起債の元金及び利子の償還費でございますが、12億6884万2000円で対前年度比1.2%の減となっております。これは主に、土木事業債、社会教育事業債などの利子償還費が減少したことに伴い、市債利子償還費

が全体的に減少しているためでございます。

次の積立金につきましては、1億3984万7000円で前年度比1285万9000円の減で、これは主に再編交付金事業基金積立金の減などによるものでございます。次の出資金貸付金につきましては、科目存置を1000円で前年度比270万円の減で、これは前年度の地方公営企業等金融機構出資金270万円の減によるものでございます。

次の繰出金につきましては、17億4202万9000円で前年度比0.1%の減でございます。これは、介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計の繰出金が増加となっておりますが、老人保健医療特別会計や下水道事業会計への繰出金の減少によるものでございまして、平成21年度は国民健康保険特別会計へ5億7142万5000円、老人保健医療特別会計へ133万円、介護保険特別会計へ3億9588万5000円、後期高齢者医療特別会計へ3億9338万9000円、下水道事業会計へ3億8000万円を繰り出したそうとするものでございます。

次の普通建設事業費につきましては、16億1830万9000円で前年度比13%の減、額で2億4274万8000円の減額でございます。減額の主な理由といたしましては、第1中学校防音機能復旧事業などの減によるものでございまして、平成21年度の主な普通建設事業といたしましては、福生病院組合建設費負担金、拝島駅自由通路整備事業、防衛施設周辺道路整備事業、福生野球場整備事業、市営競技場整備事業などを実施いたす予定でございます。なお、主要な建設事業につきましては、この当初予算資料の30、31ページに使用建設事業一覧表として掲載をしておりますので、御参照をいただければというふうに存じます。

次の予備費につきましては、5832万2000円を計上させていただいております。

大変恐縮でございますが、今度は予算書をごらんさせていただきたいと存じます。予算書の6ページをお開きさせていただきたいと存じます。第2表の債務負担行為でございますが、防衛施設周辺道路整備事業につきましては、期間が平成21年度から22年度まで、限度額は1億6160万円の設定をいたそうとするものでございます。財源につきましては、事務費等も含めまして防衛補助が9961万9000円、市債が3820万円の予定でございます。

次に、第3表地方債でございますが、市債の目的、限度額につきましては歳入の市債のところで説明をさせていただきました内容と同様でございます。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては前年度と同様でございます。

続きまして、恐縮でございますが予算書の最終ページ、243ページをお願いいたします。平成20年度末の市債の現在高見込み額は、この表の一番下、合計額の欄、左から2列目の113億3740万8000円でございますが、この額に平成21年度中の起債見込額を加え、また、元金償還見込額を差し引きますと、平成21年度末の市債の現在高見込み額は表1番右の列の合計額でございます。105億2961万6000円となりまして、20年度末現在高見込額と比較いたしまして8億779万

2000円の減となるものでございます。次に、資料はございませんが、財政指標の目安でございますが本予算段階で申し上げますと、公債費比率につきましては6.1%でございます。前年度当初と比較し0.9ポイントの減となっております。また、経常収支比率につきましては臨時財政対策債の借り入れをゼロとさせていただいております。100.2%、前年度当初と比較し0.1ポイントの増となっております。さらに、財政力指数につきましては0.795でございます。前年度当初と比較いたしますと0.01ポイントの減となっております。

以上、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第21号は、19人の委員をもって構成する平成21年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第21号については、19人の委員をもって構成する平成21年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました平成21年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により武藤政義君、清水義朋君、末次和夫君、杉山行男君、乙津豊彦君、堀雄一朗君、原田剛君、奥富喜一君、阿南育子君、高橋章夫君、串田金八君、田村昌巳君、増田俊一君、大野聰君、羽場茂君、青海俊伯君、大野悦子君、田村正秋君、小野沢久君、以上19人の皆さんを、平成21年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 暫時休憩いたします。

午後4時50分 休憩

~~~~~

午後5時20分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長より報告いたします。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 平成21年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告について（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

ただいま報告いたしましたとおり、特別委員会の正副委員長の互選結果がまいっております。

ここで、正副委員長になられた方々からごあいさつを願います。

まず、委員長串田金八君。

(平成21年度福生市一般会計予算審査

特別委員長 串田金八君登壇)

○平成21年度福生市一般会計予算審査特別委員長(串田金八君) ただいま、平成21年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員の皆様より互選をいただき、委員長に推挙されました串田金八です。今回の予算委員会は、福生に「五つの元気」を柱に加藤市長が初めて編成した予算案を審査する記念すべき予算審査特別委員会です。このような予算審査特別委員会の委員長を仰せつかり光栄に思う次第であります。この大役の重さを痛感しております。杉山副委員長の助けをいただきながら誠心誠意頑張りたいと思います。委員の皆様の大なる御協力を切にお願いを申し上げまして、あいさついたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 次に、副委員長杉山行男君。

(平成21年度福生市一般会計予算審査

特別副委員長 杉山行男君登壇)

○平成21年度福生市一般会計予算審査特別副委員長(杉山行男君) ただいま、平成21年度予算審査特別委員会の委員の皆様より互選され、副委員長に推挙されました杉山でございます。串田委員長を全力で支えてまいりたいと思います。委員の皆様には大なる御協力をお願いいたしまして、あいさついたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 以上で、正副委員長のごあいさつは終わりました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第23、議案第22号、平成21年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(市民部長 野島保代君登壇)

○市民部長(野島保代君) 御指名をいただきましたので、議案第22号、平成21年度福生市国民健康保険特別会計予算につきまして説明申し上げます。

急速な高齢化の進展や医療の高度化等により医療費の増加傾向が続く中、世界的不況による雇用情勢の悪化等、国民健康保険事業を取り巻く環境は一層厳しいものとなっております。平成21年度予算編成に当たりましては、このような状況を踏まえ保険料の適正な賦課、収納率向上など、さらなる財源確保に努めること、国、東京都に対し、補助金、交付金等の適正な配分と制度の見直し等を要望していくこと。生活習慣病の予防による医療費の伸びの抑制を目指して、特定健診、特定保健指導の受診率の向上を図ることなどを基本とし、国民健康保険事業の健全運営を目指して編成いたしましたところでございます。

それでは、予算の内容について説明をさせていただきます。特別会計予算書の1ページをお開きください。総則でございますが、第一条歳入歳出予算につきましては、第1項で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億3631万2000円と定めようとするものでございます。第2項は歳入歳出予算の款項の区分、当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算によることといたしております。次に、第2条の一時借入金につきましては、借入金の最高額を2億円と定めようとするものでございます。第3条の歳出予算の流用は、保険給付費に過不足が生じた場合、同一款内で各項間の流用を認めようとする旨の規定でございます。

続きまして2ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算でございます。初めに、1の歳入について説明申し上げます。第1款第1項国民健康保険税につきましては総額で14億1999万3000円、前年度比1222万2000円、0.9%の減でございます。これは保険税の収納率向上に伴う滞納繰越分の調定額の減少が主な理由でございます。

次に、第2款国庫支出金の14億1647万3000円は、前年度比1億3370万6000円、10.4%の増でございます。第1項国庫負担金は12億2491万4000円、前年度比9053万4000円、8.0%の増となっております。主な内容といたしましては、医療費の増による療養給付費等負担金の増額、高額医療費の増による高額医療費共同事業負担金の増額でございます。第2項の国庫補助金は1億9155万9000円、前年度比4317万2000円、29.1%の増となっておりますが、収納対策などへの取り組みへの評価に基づく特別財政調整交付金の増額でございます。

次に、第3款第1項療養給付費等交付金3億5188万4000円は、前年度比2億1367万8000円、37.8%の減となっております。これは退職者医療制度に係る交付金で、平成20年度の医療制度改革に伴う被保険者数の減少によるものでございます。

次に、第4款第1項前期高齢者交付金は12億2096万円で、前年度比3087万1000円、2.5%の減となっておりますが、東京都国民健康保険団体連合会から示された額に基づき計上しております。

次に、第5款都支出金3億8467万9000円は、前年度比1億1454万9000円、42.4%の増となっております。第1項の都負担金は6273万8000円、前年度比2440万6000円、63.7%の増となっておりますが、主に高額医療費共同事業負担金の増額で、国保連合会から示された額に基づき計上しております。第2項都補助金は3億2194万1000円、前年度比9014万3000円、38.9%の増となっておりますが、これは主に、収納対策などの取り組みへの評価に基づく特別財政調整交付金の増額でございます。

次に、第6款第1項共同事業交付金8億5266万7000円は、前年度比1億1193万4000円、15.1%の増となっており、主に高額医療費共同事業交付金の増額で、これも国保連合会から示された額に基づき計上しております。

次に、第7款繰入金第1項他会計繰入金5億7142万5000円は、前年度比327万5000円、0.6%の増で、出産育児一時金が1件当たり35万円から38万円に引き上げられたことによる、出産育児一時金繰入金の360万円の増額が主なものでございます。

第8款繰越金につきましては科目存置でございます。

次に、第9款諸収入1823万円は前年度比1231万5000円、208.2%の増で、これは老人保健医療費拠出金精算金1215万7000円を第3項雑入に計上したことによる増額でございます。

以上、歳入の合計で62億3631万2000円となりまして、前年度比1.9%の増でございます。

続きまして3ページをごらんください。2の歳出について説明申し上げます。第1款総務費第1項総務管理費2978万5000円は前年度比487万6000円、19.6%の増でございます。一般管理費におきまして、2年に1度の被保険者証の一斉更新による印刷製本費及び通信運搬費等の増額が主なものでございます。

次に、第2款保険給付費39億8885万4000円は、前年度比6549万2000円、1.7%の増となっております。主なものといたしましては、第1項療養諸費で1億1352万7000円、3.3%の増となっておりますが、第2項高額療養費では5412万2000円、12.7%の減となっております。また、第4項出産育児諸費では産科医療補償制度の創設に伴い540万円、8.6%の増となっております。

次に、第3款第1項後期高齢者支援金等8億7631万円は、前年度比7692万2000円、9.6%の増となっております。これは、後期高齢者医療制度初年度でございます平成20年度につきましては、11カ月で算出されておりましたことによる増額でございます。

次の第4款第1項前期高齢者納付金等280万1000円は、前年度比214万2000円、325.0%の増となっておりますが、各保険者間の負担調整額として納付するもので、国保連合会から示された額に基づき計上しております。

次に、第5款第1項老人保健拠出金6万1000円は過年度分精算に係る老人保健事務費拠出金で、前年度まで計上いたしておりました医療費拠出金につきましては皆減となり、前年度比1億4219万8000円の減額となっております。

次に、第6款第1項介護給付費納付金3億2438万5000円は、前年度比1254万7000円、3.7%の減でございます。社会保険診療報酬支払基金から示された納付金額を見込んだところでございます。

次に、第7款第1項共同事業拠出金9億1305万7000円は、前年度比1億3187万5000円、16.9%の増で、主に高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の増額でございます。

次に、第8款保健事業費8411万6000円は、前年度比791万円、8.6%の減でございますが、これは、基本健康診査にかわって平成20年度から実施されて

おります第1項の特定健康診査等事業費における、事業内容等の精査による793万4000円の減額が主なものでございます。

次に、第9款公債費30万9000円は前年度と同額で、一時借入金利子を見込んだところでございます。

次に、第10款諸支出金630万4000円につきましても前年度と同額でございまして、過誤納保険税還付金及び還付加算金が主なものでございます。

次に、第11款予備費につきましても、歳入歳出財源調整として1033万円を計上させていただきました。

以上、歳出の合計で62億3631万2000円となりまして、前年度比1.9%の増でございます。

以上でございますが、御審議賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○17番（青海俊伯君） 1点だけ、委員会に付託されると思いますが確認でございます。14ページの一般会計繰入金の件でございますが、先ほどの、国民健康保険特別会計補正3号で1億3800万上げてね、7億という、上げたばかりじゃないですか。それでいながら、来年度当初予算をまた同じような形で組まれるっていう、これの真意がわからない。多分、これでは済まないと思うんですよ、毎年同じことを繰り返しているから。であれば、最初からね、これの半分だとか、3分の2とか計上しておいてですよ、一般会計の方もそうしておいてやっというほうが、市民には、わかりやすいんじゃないかなって思うんですよ。この予算、一般会計繰入の、今さっき説明されたばかりじゃないですかね。その関係からいったらどんなふうな、この特別会計の予算運用をされているのか、このスタンスをお聞かせください。

○市民部長（野島保代君） 議員のお話しのとおり、先ほど補正で平成19年度の決算に係る20年度からの繰上充用分1億3859万8000円、今回の3月の補正でまた繰り入れをさせていただくと。そして基本となるその他繰入金、赤字相当額ですね、こちらの方に充用するという事で当初予算4億3000万円。ですから、合計で5億6859万8000円という数字が出てまいります。基本的に、この繰入金の額、どの程度が妥当なものなのか、これについては、大変議論の分かれるところでございます。

それでは他市の状況、他市の考え方などというふうな形になりますと、他市におきましても、一般会計からの繰入金の額を国民健康保険被保険者1人当たりこちらで割った額、これが26市の中でどの程度になるか、というようなことを一つの基準として考えている向きもございます。私ども福生市といたしましては、基本的に一般会計の財源等の中から、4億3000万円という数字が繰り入れできる可能額というような、当初予算の考え方では。そのように、たえず考えております。それで、私どもといたしまして、国保の方ではそれに見合うだけの国保税の収納率の向上とか、そうい

うことをさまざましております。

しかしながら、単年度におきましても、やはり赤字になってしまうということで、また、平成20年度の決算、9月の議会では御審議いただくことになると思いますが、その際にも現在の予想でもやはり、繰上充用というようなことが想定されるというふうに考えております。つまり、こうなりますとですね、やはり、国保税の問題、こちらが適正なのか、こういうようなことにまで踏み込む必要が当然出てくると。こういうふうに考えておまして、平成21年度には国民健康保険運営協議会に国保の財政、財源という問題で、この一般会計の繰入金の額というものも、当然に御検討いただければならないと。やはり、国民健康保険制度がどのような、担税力と申しましようか、そういうようなものは若干低いというような部分も、見えるわけですから。

そうしますと、一般会計の繰入金の考え方をどういう形にするか。単に独立会計なのだから、一般会計から赤字分を補てんするということはないのだという考え方で切ってしまうのか。そうではない、国民健康保険制度というものが、やはり社会福祉というような福祉の面からの考えとなれば、やはり一般会計からの補てん分というものも当然考えなければなりません。そういうようなことで、それらも含めまして平成21年度では保険税のあり方も含めまして、市長から運営協議会の方に諮問させていただきまして、十分検討させていただき、平成22年度にはそれが反映できればということを考えておまして。平成21年度では、そのような状況が想定をされますけれども、一般会計からの繰入金は4億3000万円と、いうことで編成をさせていただきたいということでございます。以上でございます。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。あとはまあ委員会の中でね、じっくりと。今、部長がおっしゃったようなことまで含めてね、やっておかないと、予算審査のときだけやってね、あとはまた、そういうふうになってきたときにそうなるというんじゃないんですよ。ただね、それがすぐにその、国保税での値上がりだとかにつながらないようにするかどうするかがやっぱり、知恵の出どころだから。そこは、やっぱり議論する意味でも、こここのところの一般会計繰入っているのがとってもね、どういう視点で見ることが大事だから。またね、ここでやりとりしても時間がかかって、何時間でもお話できるからやめておきますが、しっかりと、委員会の中でやっていただきたいということで、こちら辺にとどめておきます。ありがとうございます。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第24、議案第23号、平成21年度福生市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(市民部長 野島保代君登壇)

○市民部長(野島保代君) 御指名をいただきましたので、議案第23号、平成21年度福生市老人保健医療特別会計予算につきまして説明を申し上げます。平成20年4月から老人医療制度が後期高齢者医療制度へと変わり、老人保健医療特別会計は清算期の2年目を迎えますが、過年度分の医療費の未清算分等の支払い、また、支払基金交付金の清算事務等がございますので、予算を編成させていただきました。したがって、歳入歳出予算額につきましては前年度と比較いたしますと大幅な減額となっておりますので、あらかじめ御理解をお願い申し上げます。

それでは、予算書の57ページをお開き願います。総則でございますが、第1条第1項は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ715万4000円と定めようとするものでございます。第2項は歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によることといたしております。

次に、58ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算のうち1の歳入でございますが、第1款第1項の支払基金交付金は361万6000円でございます。医療費交付金及び審査支払手数料交付金でございます。

次に、第2款国庫支出金第1項国庫負担金1000円は、医療費負担金のうち現年度分につきましては、次年度精算となりますことから、過年度医療費負担金精算分に対しましての科目存置でございます。

次の第3款都支出金第1項都負担金につきましても、国庫負担金と同様に過年度医療費負担金精算分の科目存置でございます。

次に、第4款繰入金第1項他会計繰入金133万円は医療費分への一般会計からの繰入金でございます。

次の第5款第1項繰越金は前年度繰越金に対しましての科目存置でございます。

次の第6款諸収入220万5000円につきましては、第3項雑入の返納金が主なものでございます。以上、歳入総額を715万4000円といたそうとするものでございます。

次に、お隣59ページをごらんください。2、歳出について説明申し上げます。初めに、第1款第1項医療諸費675万円でございますが、医療給付費、医療費支給費及び審査支払手数料の精算分でございます。次に、第2款諸支出金は20万4000円で、第1項償還金及び還付金20万3000円は過誤納還付金が主なものでございます。第2項他会計繰出金は科目存置でございます。次の第3款第1項の予備費20万円は歳入歳出財源調整でございます。

以上、歳出総額を715万4000円といたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第25、議案第24号、平成21年度福生市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（福祉部長 星野恭一郎君登壇）

○福祉部長（星野恭一郎君） 御指名をいただきまして、議案第24号、平成21年度福生市介護保険特別会計予算につきまして説明申し上げます。

本予算につきましては、介護保険法による第1号被保険者及び16種類の特定疾病に罹患している第2号被保険者を対象とした介護給付費等の特別会計でございまして、歳入歳出予算の総額を28億7713万2000円、前年度比1億1547万8000円、4.2%の増と見込みまして編成したところでございます。また、平成21年度は第4期介護保険事業計画の初年度となります。事業計画では、基本理念を初め3年間の介護サービスの利用者数、介護サービス量、介護総費用額の推計あるいは3年間の介護保険料見込額、介護保険料の基礎となります所得段階別の被保険者見込み数と保険料基準額などを設定しておりまして、平成21年度予算はこれらを踏まえたものとなっております。

それでは、本予算の内容につきまして御説明申し上げます。特別会計予算書の79ページをお開きいただきたいと思います。最初に総則でございまして、第1条は歳入歳出予算でございまして、第1項では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7713万2000円と定めようとするものでございます。第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものとしております。

次に、第2条では一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条につきましては歳出予算の流用でございまして、介護給付に計上した予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項間の流用ができることを定めようとするものでございます。

次に80ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算でございまして、まず歳入でございまして、第1款介護保険料5億7367万7000円は、前年度比1732万3000円、2.9%の減となっております。これは、介護保険料基準額で現行より304円減額となったことなどによるものでございます。内訳といたしまして、現年度分保険料が5億6744万3000円、滞納繰越分保険料が623万4000円となっております。

次に、第2款国庫支出金5億9598万5000円は、前年度比3398万6000円、6.0%の増でございまして、第1項国庫負担金4億7362万8000円は介護給付費担当で歳出における介護給付費27億5341万9000円の、施設サービス分では15%、その他居宅サービス分では20%を見込んだものでございます。次

の第2項国庫補助金1億2235万7000円は、調整交付金9550万3000円と地域支援事業交付金2681万4000円との合計額でございまして、調整交付金は介護給付費の3.47%を計上したところでございます。

次の第3款支払基金交付金8億3840万2000円は、前年度比1986万5000円、2.4%の増でございまして、この内訳といたしまして、介護給付費交付金が8億2602万6000円、地域支援事業支援交付金が1237万6000円となっております。なお、介護給付費交付金は介護給付費の30%を見込んでおります。

次に、第4款都支出金4億3463万9000円は、前年度比2807万9000円、6.9%の増となっております。第1項都負担金4億2123万2000円は介護給付費負担金で、介護給付費の施設サービス分では17.5%、その他居宅サービス分では12.5%を見込んだものでございます。次の第2項財政安定化基金交付金1000円は科目存置でございまして、第3項都補助金1340万6000円は地域支援事業支援交付金で、内訳といたしまして、介護予防分515万6000円、包括的支援事業及び任意事業分8250万円となっております。

次の第5款財産収入1000円につきましては、介護給付費準備基金積立金利子1000円、科目存置をしたところでございます。

第6款繰入金4億3427万9000円は、前年度比5090万5000円、13.3%の増でございまして、第1項一般会計繰入金は3億9588万5000円でございます。内訳といたしまして介護給付費繰入金が3億4417万7000円、地域支援事業費繰入金が1340万6000円、事務費繰入金が3830万2000円となっております。なお、介護給付費繰入金につきましては、給付費の12.5%を見込んでおります。また、第2項基金繰入金3839万4000円は、介護給付費準備基金繰入金2531万4000円、さらに、介護保険料軽減分などの財源とするための介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金1308万円を計上させていただいております。

第7款繰越金1000円につきましては前年度繰越金で科目存置でございまして。

次に、第8款諸収入14万8000円は、第1項延滞金加算金及び過料で1万円、第2項預金利子で13万5000円、第3項雑入で第三者納付金、返納金、雑入それぞれ1000円を科目存置としたものでございます。以上、歳入合計は28億7713万2000円となるものでございます。

次に、81ページ歳出でございまして、第1款総務費3864万1000円は前年度比419万3000円、12.2%の増となっております。これは、事業運営に要する事務費でございまして、第1項総務管理費で1010万7000円、第2項賦課徴収費250万2000円、また、第3項認定審査会費では2603万2000円をそれぞれ計上させていただいております。

次に、第2款介護給付費27億5341万9000円は、前年度比1億5194万6000円、5.8%の増となっております。なお、介護給付につきましては第4期介護保険事業計画の平成21年分の介護給付費見込額等をもとに計上したところでござい

ございます。

第1項介護サービス等諸費は25億6987万8000円でございます、内訳といたしまして、要介護者を対象とする介護サービス等給付費が24億9029万1000円、要支援者を対象といたします介護予防サービス等給付費で7626万2000円、さらに審査支払手数料332万5000円となっております。

第2項高額介護サービス等費5664万円は要介護者を対象とする高額介護サービス費5654万円と、要支援者を対象とする高額介護予防サービス費10万円を、それぞれ計上させていただいております。高額医療合算介護サービス等費190万円は平成21年度より開始されますサービスでございます、内訳といたしましては、要介護者を対象に医療費と介護保険の利用料が一定額を超える場合、その超える額を償還払いにより支給するための高額医療合算介護サービス費が189万9000円、要支援者を対象とする高額医療合算介護予防サービス費、これは科目存置で1000円となっております。

第4項特定入所介護サービス等費1億2500万1000円は、介護保険施設に入所している要介護者を対象とする特定入所者介護サービス費1億2500万円と、介護保険施設でのショートステイ等を利用している要支援者を対象とする特定入所者介護予防サービス費、科目存置1000円をそれぞれ計上させていただいております。

次に、第3款地域支援事業費8250万2000円は、前年度比456万4000円、5.9%の増となっております。なお、地域支援事業費につきましては、第4期介護保険事業計画による平成21年度分介護給付見込額の3%の額を計上したところでございます。

第1項介護予防事業費は4125万1000円でございます、内訳といたしまして、特定高齢者を対象とする筋力向上トレーニング委託などの介護予防特定高齢者施策事業費が3478万5000円、一般高齢者を対象とする介護予防普及啓発事業費などの介護予防一般高齢者施策事業費が646万6000円となっております。

第2項包括的支援事業・任意事業費4125万1000円は、地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメント事業や包括的継続的マネジメント支援事業、さらに地域包括センター運営にかかる経費等を計上したところでございます。

第4款基金積立金1000円につきましては、介護給付費準備基金積立金の科目存置でございます。

第5款公債費は16万5000円でございます、一時借入金の償還利子でございます。

次に、第6款諸支出金40万4000円は、第1項償還金及び還付金では40万3000円、第2項他会計繰出金では科目存置1000円を計上させていただきました。

最後に、第7款予備費でございますが、前年度と同額の200万円でございます。歳出合計は28億7713万2000円となるものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第24号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第26、議案第25号、平成21年度福生市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 野島保代君登壇）

○市民部長（野島保代君） 御指名をいただきましたので、議案第25号、平成21年度福生市後期高齢者医療特別会計予算につきまして説明申し上げます。

高齢化の進展などに伴い医療費が増大する中、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、平成20年4月から開始されました後期高齢者医療制度も2年目を迎えるわけでございます。当初から、国による制度の説明や周知の不足が指摘され、市民の皆様には混乱を招きまして御迷惑をおかけいたし、また、議員各位には御心配をいただいたところでございます。

このようなことから、市民、被保険者の方々への詳細な説明を機会あるごとに行ってまいりましたが、今後とも広域連合の構成市として十分に説明責任を果たしてまいりたいと考えております。平成21年度予算につきましては、市民、被保険者の皆様の制度への御理解をいただきながら、本事業が円滑に運営されるよう編成させていただいたところでございます。

それでは、その内容につきまして説明申し上げます。特別会計予算書の139ページをお開き願います。総則でございますが、第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7113万2000円と定めようとするものでございます。第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によることといたしております。

次に、予算書の140ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算でございます。初めに1の歳入について説明申し上げます。第1款第1項後期高齢者医療保険料につきましては、総額で3億6906万4000円、前年度比363万2000円、1.0%の減でございます。これは広域連合から示された金額で、主に保険料軽減措置等による賦課調定額の減額が要因でございます。

次に、第2款使用料及び手数料第1項手数料は科目存置でございます。

次に、第3款繰入金第1項他会計繰入金は3億9338万9000円で、前年度比2396万円、6.5%の増となっております。これは一般会計からの繰入金で、療養給付費繰入金、健康診査費繰入金の増が主なもので、広域連合から示された金額で計上しております。

次の第4款繰越金は、特別会計として2年目を迎えるため新設するものでございま



す。

次に、第5款諸収入は867万7000円で、前年度比390万8000円、81.9%の増となっております。これは、第4項受託事業収入で、広域連合からの後期高齢者健康診査事業の受託収入が対象者数の増により増額となったものでございます。以上、歳入合計で7億7113万2000円となりまして、前年度比3.2%の増となっております。

次に、141ページをごらんください。2の歳出について説明申し上げます。第1款総務費は873万4000円で、前年度比241万1000円、21.6%の減でございます。主な理由といたしましては、本制度が2年目を迎え、保険証の交付が新たに対象となる方のみとなるため、保険証交付の自庁処理への移行に伴う電算処理委託の皆減によるものでございます。

次に、第2款第1項広域連合納付金は7億2915万4000円で、前年度比1534万5000円、2.1%の増でございます。これは、療養給付費負担金の増が主なもので、被保険者数の増及び初年度である平成20年度については、11カ月分で計上していたものが21年度では通年での計上となったことによる増額でございます。

次に、第3款第1項保健事業費は2008万6000円で、前年度比1025万円、104.2%の増となっております。これは、健康審査委託料の増が主なもので、広域連合から示された平成21年度の健康診査受診率の見込み数値55%に基づき計上いたしております。

次に、第4款保険給付費第1項葬祭費は1200万円で、前年度と同額でございます。

次に、第5款諸支出金第1項償還金及び還付加算金、第2項繰出金は2年目を迎えることにより新設する項目でございます。

次の第6款予備費につきましては、歳入歳出財源調整として115万5000円を計上させていただきます。以上、歳出合計で7億7113万2000円となりまして、前年度比3.2%の増となっております。

以上でございますが、御審議賜りまして、原案のとおり御決定くださるようお願い申し上げます、説明とさせていただきます

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第27、議案第26号、平成21年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 小峯勝君登壇）

○都市建設部長（小峯勝君） 御指名をいただきましたので、議案第26号、平成21年度福生市下水道事業会計予算の提案理由とその内容につきまして御説明させていただきます。

本年度予算につきましては、汚水の維持管理が主なものでございますが、前年度比で4772万2000円の減額、率では3%の減となっております。本市の公共下水道の整備につきましては既に污水管渠の整備は完了し、雨水管渠の幹線につきましても95.7%完了しているところでございます。今後、雨水の未整備地区の解消につきましては、計画的に支線の整備及び道路改修工事などの面的整備を図り、快適で風水害に強いまちづくりの事業を進めてまいりたいと考えております。また、今後予想される老朽化しつつある管渠の再構築計画への取り組み等につきまして、下水道事業の中期プランを作成していく中、市民の皆さんの御理解をいただきながら財政計画を確立し、経営の健全化に努めてまいりたいと考えております。

それでは、本予算の内容につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、予算書の171ページをお開き願いたいと存じます。総則でございますが、第1条では歳入歳出予算でございます。第1項では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6250万2000円と定めようとするものでございます。第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものとしたしております。第2条は地方債について定めようとするものでございますが、内容につきましては第2表地方債で説明をさせていただきます。第3条は、一時借入金の借り入れ金額の最高額を3億円と定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、172、173ページをお開きいただきたいと存じます。第1表歳入歳出予算につきまして説明をさせていただきます。まず歳入でございますが、第1款分担金及び負担金第1項負担金の39万1000円は、下水道事業受益者負担金及び西住宅地区周辺排水路維持管理負担金で、ともに前年度と同額でございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料の10億4726万9000円は、前年度比1425万7000円の増額、率では1.4%の増でございます。現年度分と滞納繰越分の下水道使用料及び下水道施設使用料でございます。増額の理由といたしましては、現年度分として基地汚水量の増額を見込んでおります。なお、下水道使用料全体に占める基地使用料は55.5%を見込んでおります。

次に、第3款国庫支出金の480万1000円は、前年度比537万8000円の減額、率で52.8%の減でございます。第1項国庫負担金は426万1000円で、流域下水道防衛施設分負担金でございます。前年度比55.6%の減で、前年度の流域下水道建設負担金の減によるものでございます。第2項国庫補助金54万円は、地域住宅交付金で、雨水浸透施設設置助成金に対しまして国土交通省からの補助金でございます。

次に、第4款財産収入でございますが、財産売払収入で1000円の科目存置でございます。

次に、第5款繰入金第1項他会計繰入金の3億8000万円は、前年度比2000

万円の減額、率では5%の減でございます。これは、一般会計からの繰入金でございます。

次に、第6款繰越金につきましては、前年度比1000万円の減額で、3000万円を計上させていただきました。

次に、第7款諸収入の1474万円は、前年度比290万1000円の減額、率では16.4%の減でございます。主な内容といたしましては、第3項雑入で消費税還付金、多摩川上流雨水幹線青梅市協力金などがございます。

次に、第8款市債第1項市債の8530万円は、前年度比2370万円の減額で、率では21.7%の減でございます。内訳といたしまして、公共事業債で6800万、流域下水道債で1730万円でございます。これは、公共下水道事業債で武蔵野橋北側の国道16号線拡幅工事に伴う雨水管及び污水管の撤去新設工事と、流域下水道事業債では多摩川上流水再生センターの更新事業などがございます。以上、歳入合計15億6250万2000円と定めようとするものでございます。

次に、173ページで歳出でございますが、第1款総務費第1項総務管理費の5億5147万1000円は、前年度比455万8000円の減額、率では0.8%の減でございます。主な内容を申し上げますと、職員人件費は6名分、下水道使用料徴収費、管渠清掃・管渠調査委託料、管渠内面補修工事等の維持管理補修工事及び多摩川上流流域下水道維持管理負担金などがございます。

次に、第2款事業費第1項下水道整備費の1億1162万1000円は前年度比668万7000円の減額で、率では5.7%の減でございます。減額の理由といたしましては、多摩川上流流域下水道事業費、多摩川上流水再生センターの更新事業の事業費の減によるものでございます。主な内容を申し上げますと、武蔵野橋北側の国道16号線拡幅工事に伴う雨水管及び污水管の撤去新設工事、また、昭島市残堀2号幹線築造工事負担金、汚水ます設置及び雨水ます浸透施設設置事業等がございます。また、流域下水道費では、多摩川上流流域下水道事業負担金で多摩川水再生センターの水処理施設などの更新事業等がございます。

次に、第3款公債費第1項公債費の8億8720万1000円は前年度比3528万7000円の減額で、率として3.8%の減でございます。内容を申し上げますと、公共下水道債と流域下水道債及び公営企業借換債の元金償還費と利子償還費及び一時借入金の利子でございます。

次に、第4款予備費でございますが、1220万9000円を計上させていただきました。以上、歳出合計15億6250万2000円を定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、174ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債でございますが、公共下水道債として限度額を6800万円、また、流域下水道債として限度額を1730万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法につきましては前年度と同様でございます。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり

御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第28、議案第27号、平成21年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明をお願いします。

（都市建設部長 小峯勝君登壇）

○都市建設部長（小峯勝君） 御指名をいただきましたので、議案第27号、平成21年度福生市受託水道事業会計予算の提案理由とその内容につきまして、御説明をさせていただきます。

本年度予算につきましては、前年度比較いたしまして総額で4488万5000円の増額、率で12%の増となっております。これは、建設改良費の増額が主なものでございます。

恐れ入りますが予算書の209ページをお開きいただきたいと思います。総則でございますが、第一条は歳入歳出予算でございます。第1項は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2023万円と定めようとするものでございます。第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものといたしております。

それでは、210、211ページをお開きいただきたいと思います。第1表歳入歳出予算につきまして御説明をさせていただきます。1の歳入でございますが、第1款受託水道事業収入第1項都受託事業収入は4億2023万円で、前年度比4488万5000円の増額、率では12%の増でございます。これは、全額、東京都からの受託事業収入でございます。以上、歳入合計を4億2023万円と定めようとするものでございます。

次に、211ページ、2の歳出でございますが、第1款受託水道事業費は4億2023万円で第1項水道管理費2億6398万5000円は、前年度比2995万9000円の減額、率では10.2%の減でございます。事業の内容でございますが、配水管布設替えの工事請負費が主なものでございますが、これは、今年度をもって受託水道事業が完全解消になるため、配水管布設替え工事をできるだけ実施しようとするものでございまして、多摩水道改革推進本部と協議いたしまして、本年度は6件の工事を予定いたしているところでございます。その他につきましては、昨年とほぼ同様でございます。職員人件費9名分及び配水・給水にかかわります工事請負費、設計委託料等でございます。次に、第2項建設改良費1億5624万5000円は、前年度比7484万4000円の増額、率では91.9%の増でございます。主な理由と

いたしましては、配水管新設工事等の増額でございます。平成21年度につきまして、安定給水を図る上で公道内及び市道内に配水管の新設、また、消火栓の設置工事を実施していく内容となっております。以上、歳出合計で4億2023万円と定めようとするものでございます。

以上、議案第27号の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第29、議案第28号、福生市自転車駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 野崎隆晴君登壇）

○総務部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第28号、福生市自転車駐車場の指定管理者の指定につきまして、提案理由並びにその内容について説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、公の施設でございます福生市自転車駐車場につきまして指定管理者制度で実施するに当たり、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせるものの指定をするため地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。平成21年度からの自転車駐車場の管理運営にあたりまして、最も重要なことは、経費負担の問題と良好な管理状況の継続でございますことから、このことを大前提に検討したところでございます。この検討にあたりましては、現在委託をしている財団法人自転車駐車場整備センターによる指定管理の導入、また、市直営での業務委託による実施なども含め検討をいたしております。

それでは恐れ入りますが、本会議資料、福生市自転車駐車場収支集計表をごらんいただきながら説明をさせていただきます。まず、経費についてでございます。資料の1ページをごらんいただきたいと存じますが、この資料は、平成10年度から平成19年度までの自転車整備センターの収支集計表でございます。1番下の欄が収支差額となっており、平成19年度で見ますと2596万7526円の赤字となっており、平成10年度から19年度までの合計額では約2億2500万円の赤字となっております。指定管理への移行を検討するに当たり、何とか経費負担なしでの実施ができないものか、あるいは実施できる方法はないかといったことを中心に自転車整備センターと協議を重ねたところでございます。何回かの協議を重ねていく中で、自転車整備センター側からのぎりぎりの提案として、管理人の圧縮等の内部努力を重ねた結

果でも毎年約530万円の赤字額が発生してしまうことから、この赤字額のうち半額程度負担していただきたい旨の申し出があったところでございます。

なお、ただいま申し上げさせていただきました約530万円の赤字額につきましては、資料の2ページをお願い申し上げます。21年度、センター欄、左側の欄でございますけれども、この21年度センター欄の上から3段目の指定管理委託料200万円、それと、1番下段の差引欄マイナス334万5242円、この合計額でございます。市といたしましても、極力この負担額を減額していく姿勢で交渉いたしました結果、資料の2ページの、ただいまの欄でございますけれども、指定管理委託料の欄に記載のとおり200万円の負担をしていくことで合意したところでございます。また、この負担に加えまして、資料の欄外の重要1に記載してございますが、初年度、21年度のみ負担ではございますが、管理人の節減策といたしまして、市で設置をいたしましたゲートの撤去、あるいは、コインポスト設置等の一時的な経費として150万円の費用負担が発生をしておりますが、このことにより、21年度も含めた後年度の経常的な経費の節減が図れるものでございます。

なお、自転車整備センターとの協議交渉と並行して、市が直営で実施した場合の経費等につきまして試算をしておりますが、その経費といたしましては、資料の2ページの21、市直営の1番下の欄のとおり約2100万円の赤字、また、次の3ページをお願い申し上げますが、この資料は、この場合は下段の人件費におきまして、すべて嘱託員で対応して人件費を節減していく方法でございますが、このシミュレーションにおきましても約1750万円の赤字が発生すると試算をいたしております。

なお、こういった試算のほかにも機械化にして管理人の経費を節減をしていく方法、この場合は、簡易的なコインポスト方式、それと、大がかりとはなりますが、地下に格納される地下立体駐輪機の設置、この二つの方式につきまして他市の状況の視察も含め、検討をいたしております。いずれの方式につきましてもトラブル時の対応や、あるいは定期券の販売等により完全な無人化ではなく、人を配置する必要がございます、イニシャルコスト、それと、ランニングコストの合計で、現行の管理方式と比較をいたしますと、いずれもかなり高額となると試算をしたところでございます。以上のとおり、幾つかの手法を検討し、現行方式との比較を行った状況でございます。

次に、自転車整備センターにつきまして若干説明をさせていただきますと。整備センターにつきましては、収益を第一に求めるのではなく、自転車利用者の利便性の向上と交通安全の確保を図るため、地域社会に貢献していく、こういった設立目的を持って運用しているとのことでございます。こういった設立目的等を優先して、福生市の自転車駐車場の良好な維持管理の継続のために、経費面も含めて最大限の努力をしていただけるとの一定の御理解をいただいております。また、日常の管理につきましても、現状でもシルバー人材センターの方の雇用を含めまして全国的な需要展開のノウハウをもとに良好な管理が行われておりまして、今後につきましても良好な管理の継続が保障されると考えております。

以上のような経過、あるいは考え方等に基づきまして、福生市公の施設の指定管理

の指定の手続等に関する条例の第5条の非公募により財団法人自転車整備センターに事業計画書の提出を求めるとともに、2月9日には指定管理者候補者選定審査会におきまして、整備センターから事業に対する考え方などのヒアリングを行い、その結果、福生市自転車駐車場の指定管理者候補として選定をされましたので、指定管理者を指定するため、議会の議決をお願いをするものでございます。

次に、内容について説明申し上げます。まず指定管理者に管理を行わせる施設でございますが、公の施設の名称は福生駅西口自転車駐車場ほか6カ所でございます、所在地は福生市大字福生997番地20ほかでございます。次に、指定管理者に指定する団体でございますが、指定管理者の名称は財団法人自転車駐車場整備センターで、主たる事務所の所在地は東京都中央区日本橋茅場町3丁目1番11号でございます。次に、指定しようとする期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間で予定をいたしております。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○8番（奥富喜一君） 無料化について検討してみたか、それについてお答えをお願いします。

○総務部長（野崎隆晴君） 無料化についての検討でございますが、現在の福生市の自転車駐車場につきましては、おかげさまをもちまして良好な形で管理運営されていると、そのように思っております。今後につきましても、駅周辺における放置自転車等の問題による歩行の妨げや、あるいは交通の障害、また、景観の阻害等に対処をしていかなければなりませんことから、人件費等を初めとする経費がかかってまいります。したがって、施設を利用される方には受益者負担ということをよく御理解をしていただきまして、無料化することにつきましては検討をしておりませんので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第30、陳情第21-1号、後期高齢者医療制度に関する陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第21-1号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第31、陳情第21-2号、福生市議会の議場に国旗及び市旗の掲揚を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第21-2号については、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。  
お諮りいたします。

委員会審査のため明7日から29日までの23日間、休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって明7日から29日までの、23日間休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は3月30日午前10時より開きます。本日はこれをもって散会いたします。

午後6時33分 散会



⑤

福総総発第 151 号

平成 21 年 3 月 4 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 加 藤 育 男 回

陳情第 20-8 号「東京電子自治体共同運営サービスにおける入  
札参加資格申請の代理申請システムの構築及び行政書士用電子  
証明書を使用可能とするシステムの改築に関する陳情書」にお  
ける処理の経過及び結果の報告について

平成 20 年 12 月 19 日付け福議発第 183 号をもって請求のあったこのことについ  
て、別紙のとおり報告します。



陳情第 20-8 号「東京電子自治体共同運営サービスにおける入札参加資格申請の代理申請システムの構築及び行政書士用電子証明書を使用可能とするシステムの改築に関する陳情書」（平成 20 年 12 月 19 日採択議決。以下「陳情書」という。）の請求の件について、次のとおり報告する。

東京電子自治体共同運営サービスにおける行政書士による電子証明書を用いた代理申請機能の構築について

東京電子自治体共同運営協議会（以下「協議会」という。）の電子調達サービス及び電子申請サービスのシステム（以下「共同運営サービスシステム」という。）において、現行では行政書士による電子証明書を用いた代理申請機能（以下「代理申請機能」という。）は有していない。

陳情書にある「代理申請機能の構築に対する要望」については、他の自治体又は協議会へ多数寄せられてきたところであり、協議会では、平成 20 年度第 2 回総会（平成 21 年 1 月 16 日開催）において、平成 22 年度導入予定の次期共同運営サービスシステムの仕様に代理申請機能を盛り込むことを必須とした議案を採択した。

福生市は、協議会を構成する自治体の一員として、陳情書の主旨を踏まえ、代理申請機能の構築について、意見を述べていきたいと考えている。



○福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(議案第3号関係)

新旧対照表

部署名:職員課

| 改正案            |            |    | 現行                     |             |                                                            | 備考                                     |
|----------------|------------|----|------------------------|-------------|------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 区分             | 報酬         | 適用 | 区分                     | 報酬          | 適用                                                         |                                        |
|                |            |    | 表彰審査委員会委員              | 日額 8,500円   | 議員は2分の1                                                    | 廃止                                     |
| 安全安心まちづくり協議会委員 | 日額 8,500円  |    |                        |             |                                                            | 新設                                     |
|                |            |    | 中小企業振興資金融資審査会委員        | 日額 8,500円   |                                                            | 廃止                                     |
|                |            |    | 市民会館用務嘱託員<br>兼公民館用務嘱託員 | 月額 158,800円 | 月額とは、月128時間の勤務をした場合をいう。ただし、当該勤務時間に満たないときは、勤務時間により計算した額とする。 | 廃止                                     |
| 再雇用職員          | 時間額 1,550円 |    | 再雇用職員                  | 時間額 1,550円  |                                                            | 総合窓口事務嘱託員の<br>新設<br><br>学校事務嘱託員の<br>新設 |
|                |            |    | 総合窓口事務嘱託員              |             |                                                            |                                        |
|                |            |    | 庁舎用務嘱託員                |             |                                                            |                                        |
|                |            |    | 学校事務嘱託員                |             |                                                            |                                        |
|                |            |    | 学校用務嘱託員                |             |                                                            |                                        |
|                |            |    | 学校給食調理嘱託員              |             |                                                            |                                        |



平成 21 年度福生市一般会計予算審査特別委員会  
委員長及び同副委員長の互選結果報告

平成 21 年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員長及び同副委員長を互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 平成 21 年度福生市一般会計予算審査特別委員会

委員長

串田金八

副委員長

杉山行男

平成 21 年 3 月 6 日

平成 21 年度福生市一般会計  
予算審査特別委員会委員

大野 聰

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

